

第三次下野市男女共同参画プラン（素案）

（女性活躍推進計画・配偶者等からの暴力対策基本計画）

令和3年度～令和7年度

令和 年 月

下野市

目次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の趣旨.....	1
2 プランの性格と役割.....	2
3 プランの期間.....	3
4 プランの策定体制.....	3
5 男女共同参画を取り巻く動き.....	4
第2章 下野市の男女共同参画の状況.....	8
1 統計資料等からみる本市の状況.....	8
2 市民アンケート調査結果からみる本市の状況.....	17
3 事業所アンケート調査結果からみる本市の状況.....	28
4 事業所ヒアリング調査結果からみる本市の状況.....	34
5 第二次プランの推進状況.....	36
6 下野市の男女共同参画をめぐる主な課題.....	42
第3章 プランの基本的な考え方と方向性.....	45
1 基本理念と将来像.....	45
2 基本目標.....	46
3 施策の体系.....	47
第4章 プランの内容.....	48
基本目標Ⅰ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり 【下野市女性活躍推進計画を含む】.....	48
基本目標Ⅱ だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり.....	53
基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり 【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画を含む】.....	61
基本目標Ⅳ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり.....	65
第5章 プランの推進.....	71
1 推進体制の強化.....	71
2 プランの進行管理.....	72

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市は、平成28年に施行した「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づき、同年に策定した「第二次下野市男女共同参画プラン（以下、「第二次プラン」という。）」に掲げた将来像「お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現をめざす下野市」の実現に向けて、各種施策を実施してきました。

プラン策定から5年が経過し、その間、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」の改正、職場における各種ハラスメント対策の法制化、多様な働き方を選択できる社会を実現することをめざした働き方改革関連法の成立等、社会の変化と共に男女共同参画を取り巻く環境は変化してきています。

令和2年度をもって第二次プランの計画期間が終了するため、上記のような国の男女共同参画を取り巻く新たな動きや課題に対応することを目的として、第二次プランの進捗状況や課題をふまえ「第三次下野市男女共同参画プラン（以下、「本プラン」という。）」を策定します。

また、本市では配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を推進していくため、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定しました。計画期間終了に伴い、次期計画を男女共同参画プランと一体的に策定することで、男女共同参画の実現の妨げとなる配偶者等からの暴力の根絶のための施策を総合的に推進していくこととします。

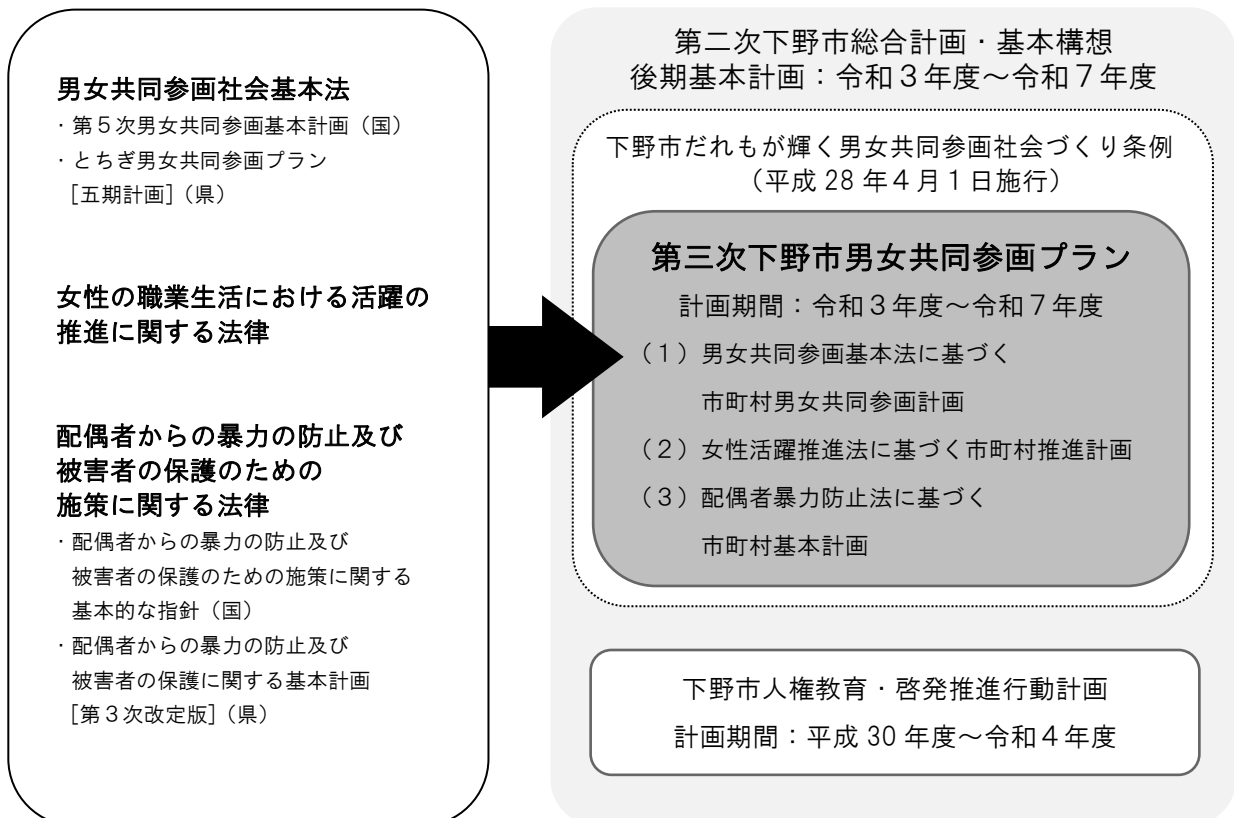
なお、本プランの策定にあたっては、国の男女共同参画基本計画（第5次）の基本的な視点等を踏まえ、時代の潮流や市民意識の変化に応じ、目標設定や方向性の見直しを行い、これまでの取組を評価・検証し、施策内容等を具体的に検討しました。

2 プランの性格と役割

本プランについては、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理とその取組の方向性及び施策の内容を示すものとし、次に掲げることを基本に策定するものとします。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」とする。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第3項に基づく「市町村推進計画」としての性格を有するものとする。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としての性格を有するものとする。
- (4) 「下野市総合計画」との整合を図ったプランとする。
- (5) 国及び栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案したプランとする。
- (6) 「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づいたプランとする。
- (7) 市民アンケート調査、市内の事業所を対象とした調査を実施することにより、男女共同参画に係る市の現状や市民の意見を把握し、調査結果により抽出された課題を施策に反映させるものとする。

■ プランの位置づけ



3 プランの期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本プランの進捗状況等を考慮し、計画期間中であっても、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

■ プランの期間

	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3	R4	R5	R6	R7
下野市男女共同参画プラン	第二次プラン（5か年）					第三次プラン（5か年）				
				評価、改訂					評価、改訂	
下野市配偶者等からの暴力対策基本計画			（3か年）以降、第三次プランに位置づける							
下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	条例施行	→								

4 プランの策定体制

本プランは、次のような体制により策定しました。

(1) 市民参加

①男女共同参画推進委員会

プラン策定過程における市民参画を積極的に促進するため、公募による市民や学識経験を有する者からなる「男女共同参画推進委員会」を設置しています。

プランの進行管理をはじめ、施策内容やプランの見直しなどに関する検討を行いました。

②市民・事業者等

各種アンケート調査を行うとともに、広報やインターネットを活用したパブリックコメントを実施し、広範な市民の意見をプランに反映しています。

(2) 男女共同参画推進本部

①推進本部

男女共同参画社会を実現するための基本的な計画を策定し、施策の総合的な推進を図ります。

②幹事会

男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議及び連絡調整を図ります。

5 男女共同参画を取り巻く動き

(1) 男女共同参画に関わる社会の動き

①国際的な動き

国連は、昭和 50（1975）年の「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」の 3つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても固定的な性別役割分担意識を解消することを打ち出しました。

平成 5（1993）年の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、平成 7（1995）年、北京での「第 4 回世界女性会議」では、「女性のエンパワーメント」の重要性が明らかにされました。

平成 12（2000）年のニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、女性に対する暴力に関する多くの取組が提案されました。

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標として SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。目標 5 として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが位置づけられました。

②国の動き

わが国においても、国際的な動きに対応すべく、男女共同参画の取組が進められてきました。昭和 60（1985）年の「女子差別撤廃条約」の批准にあたっては、勤労婦人福祉法や国籍法の改正等によって法制度の整備が大きく進展しました。

平成 11（1999）年には、「女子差別撤廃条約」の批准に伴う国内法として、男女共同参画社会の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5 つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。

さらに、平成 13（2001）年以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を始め、女性に対する暴力の防止に向けて様々な法整備が行われました。

平成 27（2015）年 12 月には、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

「第 4 次男女共同参画基本計画」は令和 2（2020）年度内に改定する予定となっており、第 5 次基本計画策定専門調査会において、男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について検討を進めています。

③栃木県の動き

国際婦人年を契機とする世界的な動きや国の動きに対応すべく、栃木県では昭和 54 (1979) 年 4 月、企画部に「婦人青少年課」を新設しました。

平成 8 (1996) 年には、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に取り組む体制を整えました。

また、同年 4 月、女性の活動拠点であり、男女共同参画のための活動拠点施設でもある「とちぎ女性センター・パルティ（現在のとちぎ男女共同参画センター）」が開館し、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。

平成 13 (2001) 年には、「男女共同参画社会基本法」を受け、「とちぎ男女共同参画プラン」を策定し、平成 14 (2002) 年には、男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け「栃木県男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 28 年には「とちぎ女性活躍推進プロジェクト」が開始され、「とちぎ女性活躍応援団」の設立や「栃木県庁イクボス宣言」が実施されました。

また、平成 29 (2017) 年に平成 29 年度から令和 3 年度を計画期間とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画【第 3 次改定版】」が策定されました。

平成 28 (2016) 年 3 月に策定された「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」に基づき、各種男女共同参画に係る取組が推進されています。現在、栃木県においても、次期プランの策定に向けた取組が進められています。

④下野市の取組

下野市では、平成 20 (2008) 年 3 月に「シェアリング（わかちあい）しもつけ 一下野市男女共同参画プラン」を策定し、講演会の開催やパンフレットの発行、市広報紙への記事掲載等により、啓発を行いました。平成 28 (2016) 年 3 月にはその進捗状況を踏まえ、「第二次下野市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成 28 (2016) 年 4 月、下野市における男女共同参画を推進する上で基本となる「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。この条例では、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体等の責務を明らかにし、基本施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会の実現をめざす事を目的としています。さらに、平成 28 (2016) 年 12 月にお互いの人権を尊重し、共に支えあいながら、下野市のだれもがいきいきと輝く未来をめざし「男女共同参画都市」を宣言しました。

また、平成 30 (2018) 年 3 月に「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援に向けた取組を進めてきました。

(2) 第二次プラン策定以降の動き

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護】

令和元（2019）年には配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2（2020）年4月1日に施行されました。この改正によって、**児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が、また保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることが明確化されました。**

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国・自治体により不要不急の外出自粛が要請される中で、DVや虐待の増加と深刻化が懸念されます。引き続き、被害者の相談対応から保護に至るまでの適切な支援の継続が求められています。

【すべての女性が輝く社会づくり】

平成28（2016）年に女性の活躍推進の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現等に向け、公共調達及び補助金の分野において事業者のポジティブ・アクション等を推進することを目的として「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が策定されました。

政治分野においては、平成30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。この法律では、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。

令和元（2019）年には「女性活躍推進法」が一部改正され、「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大」、「女性活躍に関する情報公表の強化」、「特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設」等が新たに盛り込まれました。

また、令和2（2020）年1月には「セクシュアルハラスメントに関するハラスメント防止のための指針」の改正が告示され、セクシュアルハラスメント等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化されたほか、相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止される等の防止対策も強化されることとなりました。

【男女ともに仕事と家庭が両立できる社会の実現】

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）は、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう雇用環境を整備するため、改正が重ねられてきました。

平成28（2016）年の改正では、男女雇用機会均等法の改正と合わせ、介護離職を防止するための制度の整備、多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備、妊娠・出産・育児・介護をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備が盛り込まれました。事業主は、妊娠・出産や育児・介護休業等の取得によるハラスメ

ントについて、防止措置を講ずることとされています。

平成 29（2017）年の改正では、育児休業期間を最長 2 歳まで延長できることとし、育児休業給付の支給期間を延長するとともに、事業主に対し、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業等に関する定めを周知するように努めることが規定されました。

さらに、令和元（2019）年の改正により、令和 3（2021）年 1 月 1 日からは育児や介護を行う労働者は、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

【防災・復興分野の取組】

地方公共団体が防災・復興の各段階において取り組む際の基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が平成 25（2013）年に作成されていましたが、指針作成後に発生した様々な災害における取組や知見等を踏まえ、令和元（2019）年に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に関する検討会」を設け、指針の見直し・改訂を行いました。

第2章 下野市の男女共同参画の状況

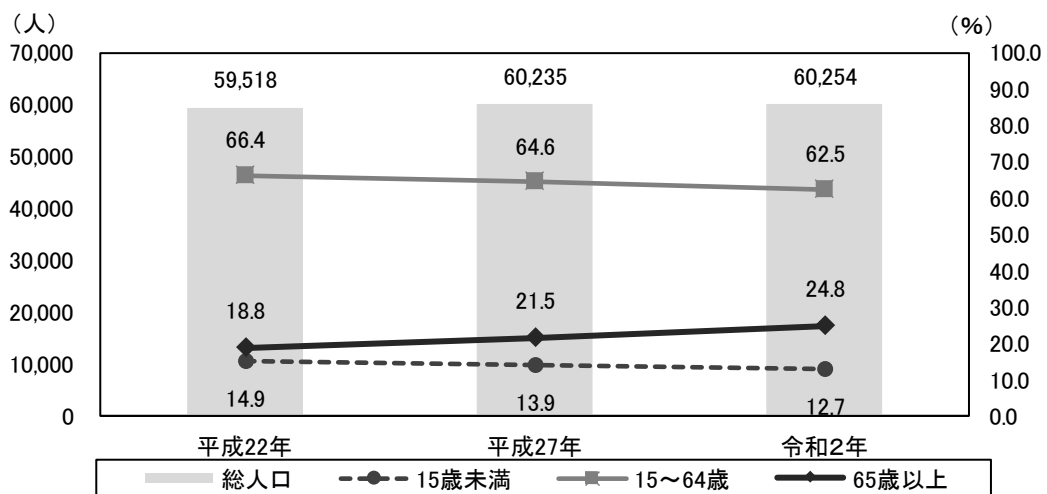
1 統計資料等からみる本市の状況

(1) 人口・世帯の状況

下野市の総人口は増加傾向にあります。

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、15歳未満人口割合・15～64歳人口割合は減少、65歳以上人口割合は増加し、高齢化が進んでいることがうかがえます。

■総人口、年齢3区分別人口構成比の推移

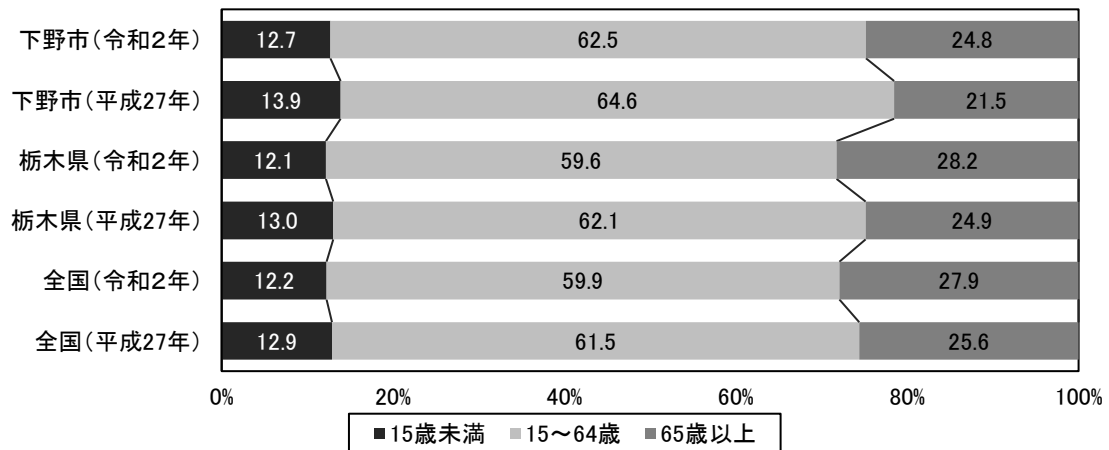


資料：住民基本台帳（1月1日時点）

下野市は、全国や栃木県と比較して15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口がわずかに高く、65歳以上の高齢者人口割合がやや低くなっています。下野市は全国、栃木県とほぼ同様の水準で年少人口・生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加しています。

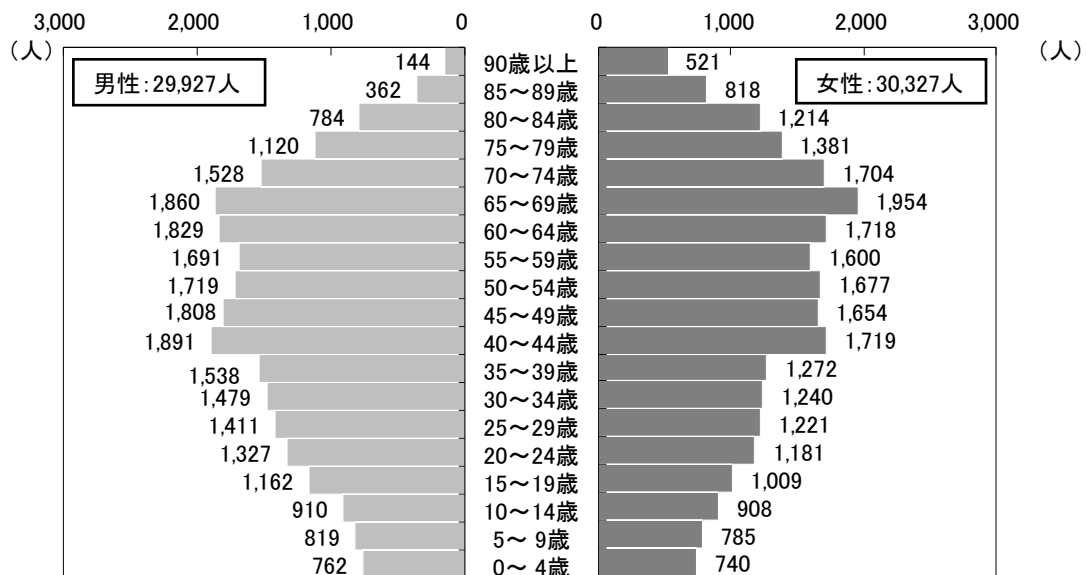
5歳階級別人口ピラミッドをみると、男性では40～44歳が、女性では65～69歳がそれぞれ最も多くなっています。0歳から64歳までは男性の方が多くなっていますが、65歳以上では女性が男性を上回っています。

■年齢3区分別人口割合（全国・栃木県比較）



資料：住民基本台帳人口（1月1日現在）

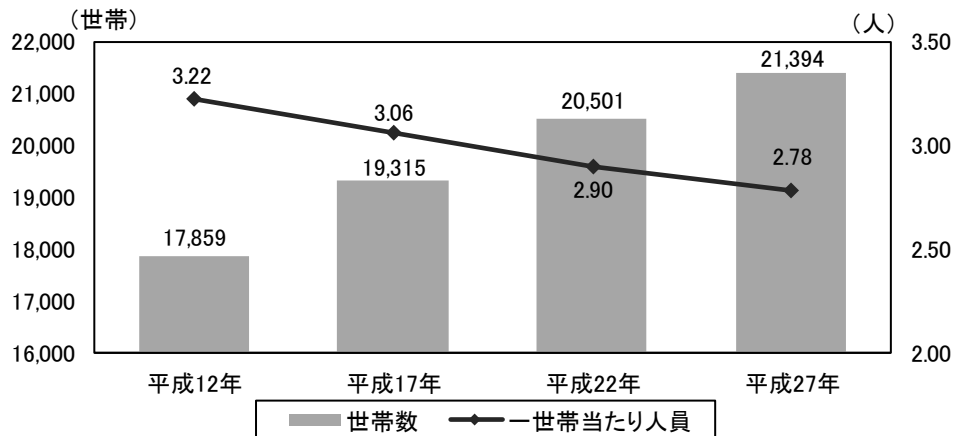
■5歳階級別人口ピラミッド（男女別）



資料：住民基本台帳人口（令和2年1月1日現在）

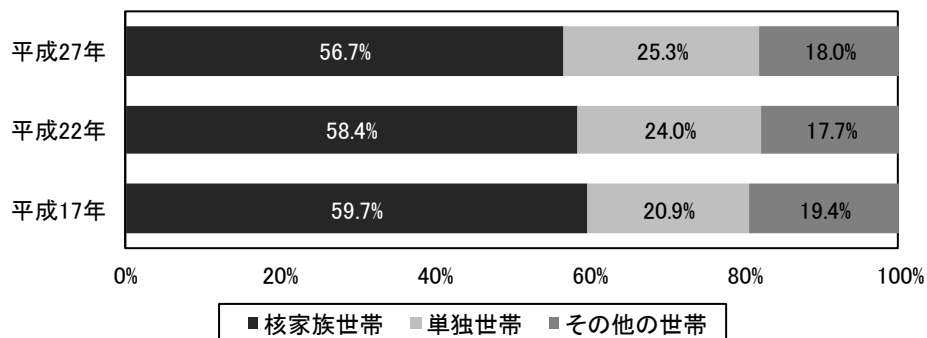
本市の世帯数は増加傾向、一世帯当たり人員は減少傾向にあり、世帯の少人数化が進行していることがうかがえます。世帯類型の構成比は平成 22 年と比較してほぼ変化はありませんが、単独世帯とその他の世帯の割合がわずかに増加しています。全国では単独世帯の割合が高く、下野市はその他の世帯の割合が高くなっています。

■世帯数と一世帯当たり人員の推移



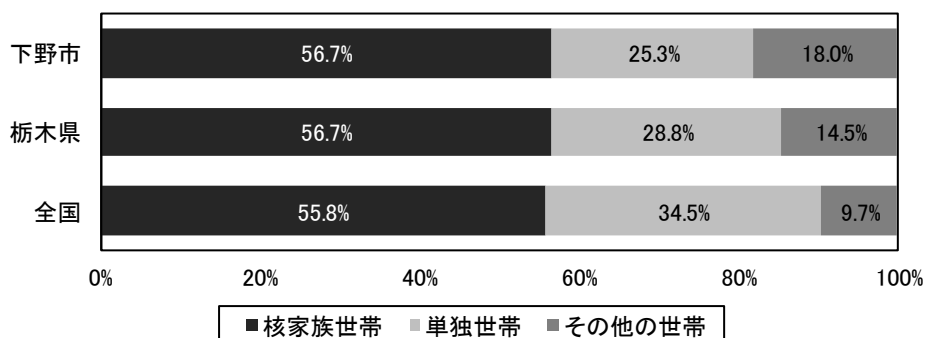
資料：国勢調査

■世帯構成比の推移



資料：国勢調査

■世帯構成比（全国・栃木県比較）



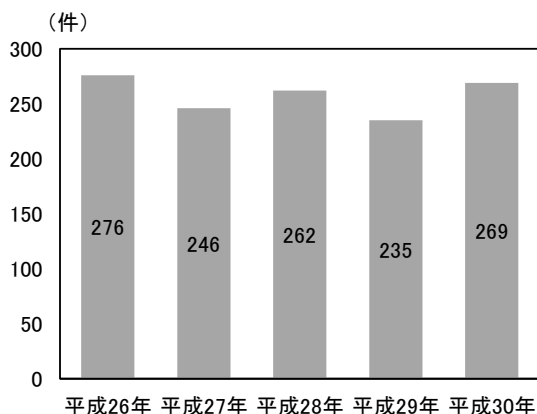
資料：国勢調査(平成 27 年)

(2) 婚姻・離婚の状況

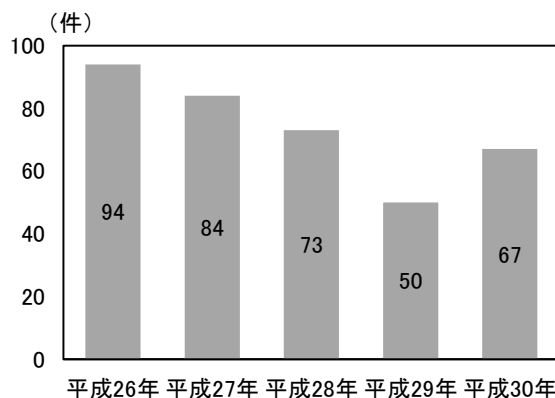
婚姻件数は年間 250 件程度で推移しています。離婚件数は平成 26 年に 90 件を超えていますが、それ以降は平成 29 年まで減少傾向となっています。

男女共にすべての世代で未婚率が上昇しており、特に 35～49 歳で 10 年間の上昇幅が大きくなっています。

■婚姻件数の推移

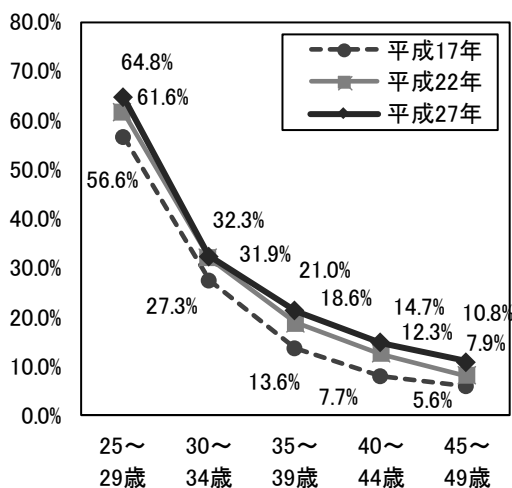


■離婚件数の推移

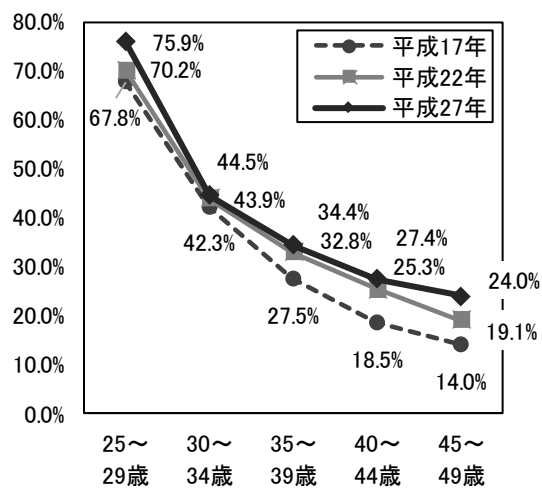


資料：栃木県人口動態統計

■女性の年齢別未婚率の推移



■男性の年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

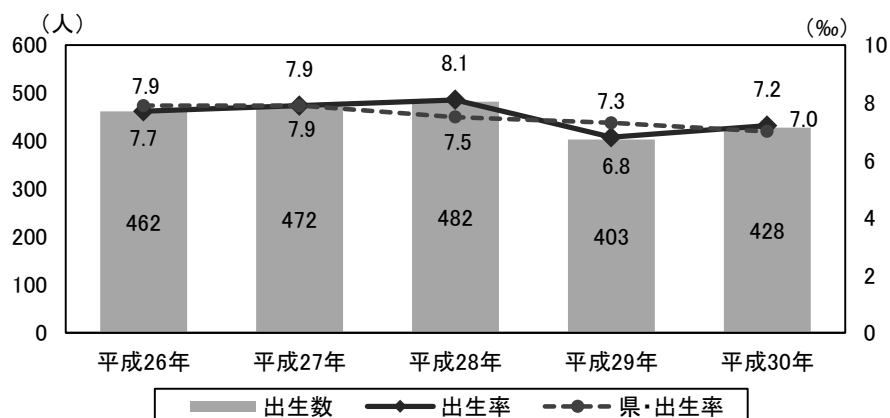
(3) 福祉等の状況

出生数は400人台で推移しています。また、出生率は平成26年と平成29年で県を下回っています。

合計特殊出生率の推移をみると、全国・栃木県を下回っており、平成29年に大きく下がっています。平成30年にはやや回復していますが、依然として低い水準となっています。

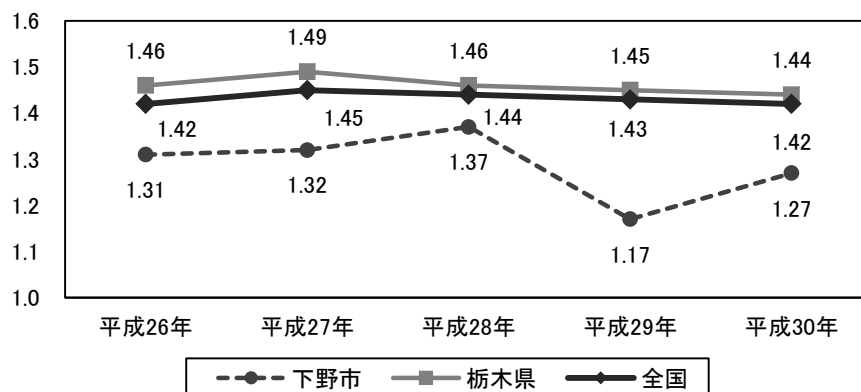
65歳以上の介護保険第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定率は、横ばいで推移しています。

■出生数及び出生率の推移（栃木県比較）



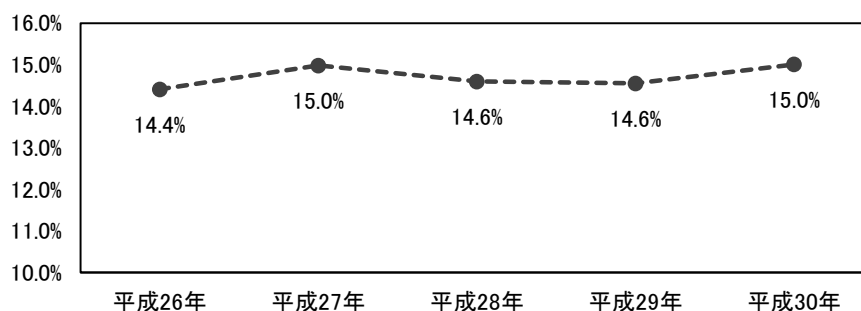
資料：栃木県保健統計年報

■合計特殊出生率の推移（全国・栃木県比較）



資料：栃木県保健統計年報

■第1号被保険者の要介護（要支援）認定率の推移



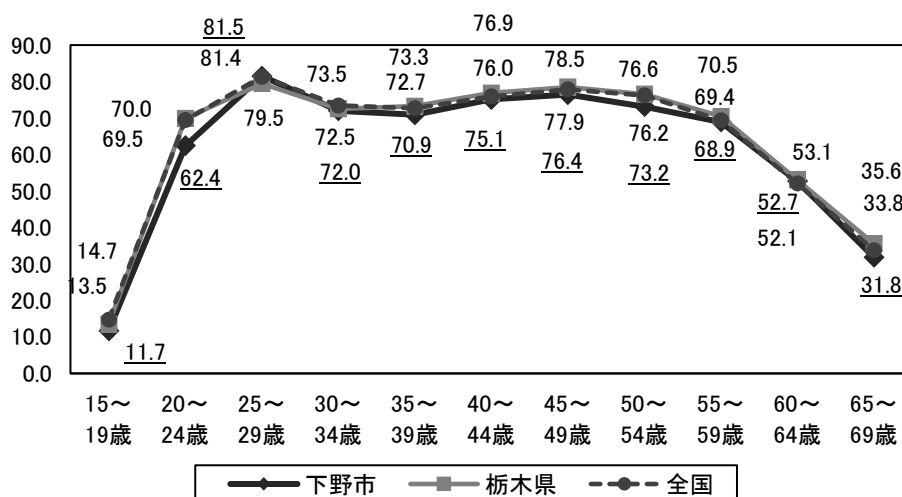
資料：介護保険状況報告（年度末現在）

(4) 就業の状況

全国・栃木県と比較して女性の20～24歳の労働力率がやや低くなっていますが、その他の世代についてはおおむね同様の傾向となっています。

また、有配偶女性の家事従業者の割合は、全国・栃木県と比較して20～59歳で市の方が高くなっています。

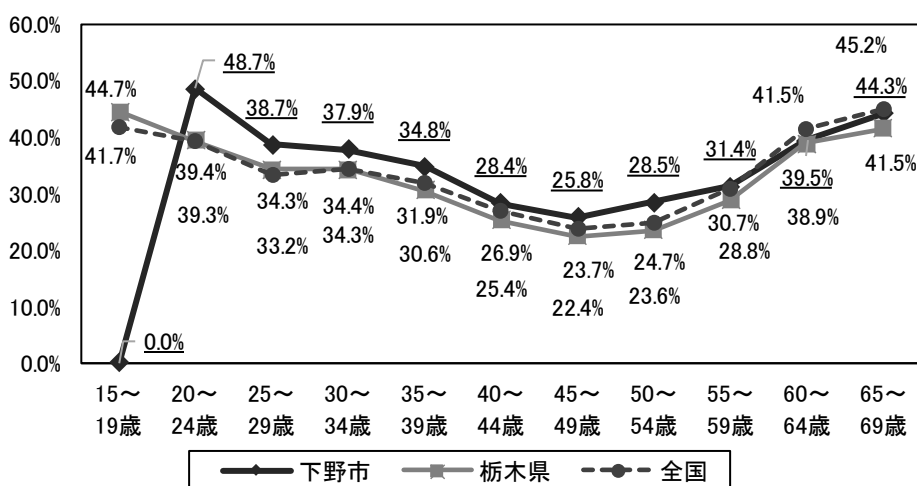
■女性の年齢別労働力率（全国・栃木県比較）



資料：国勢調査（平成27年）

※下線が下野市の割合を示す。

■有配偶女性の家事従業者の割合（全国・栃木県比較）



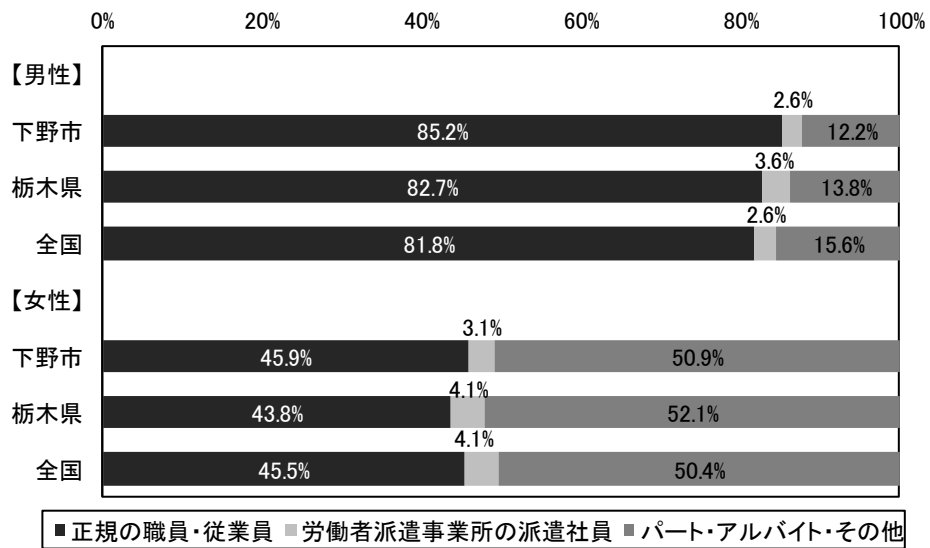
資料：国勢調査（平成27年）

※15歳以上の有配偶女性のうち、「非労働力人口」における「家事（自分の家で主に炊事や育児等の家事を行っていた）」を行っている者の割合。下線が下野市の割合を示す。

雇用者の雇用形態をみると、男性は正規の職員が8割以上、女性は4割台で、女性はパート・アルバイト等が5割を超えています。雇用形態の比率は、男女共に国・県・市で同様の傾向となっています。このような雇用者の雇用形態は、経年比較をしても大きな変化はありません。

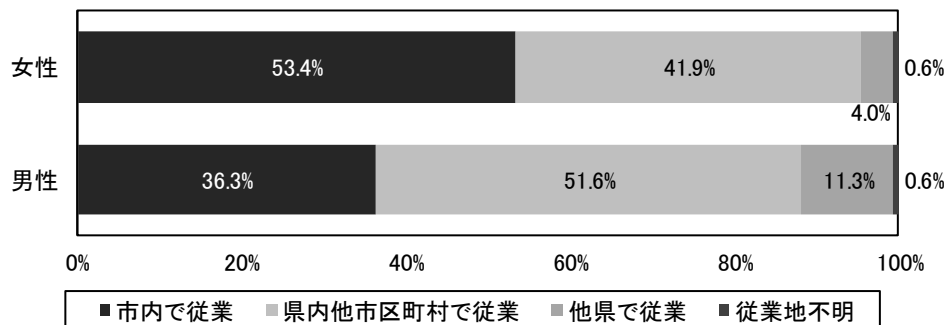
就業者の従業地については、女性は市内で従業している割合が5割を超えている一方、男性は県内他市町村で従業している割合が5割を超えています。また、他県で従業している割合も男性の方が高くなっており、男性の方が女性と比較して遠方で従業している傾向がうかがえます。

■男女別雇用者の状況（全国・栃木県比較）



資料：国勢調査（平成27年）

■就業者の従業地（性別）



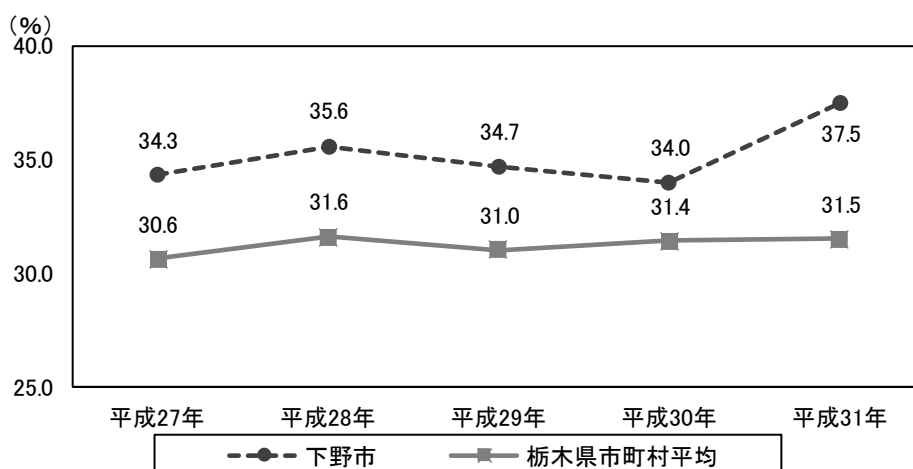
資料：国勢調査（平成27年）

(5) 審議会等委員への女性の登用状況

目標設定の対象となる審議会の女性比率は、本市の目標値 40%に対し、平成 31 年で 37.5%となっています。平成 27 年からの 5 年間に於いては、34%台から 37%台で推移しており、平成 31 年は 5 年間で最も高くなっています。また、5 年間を通して栃木県市町村平均より高い水準となっています。

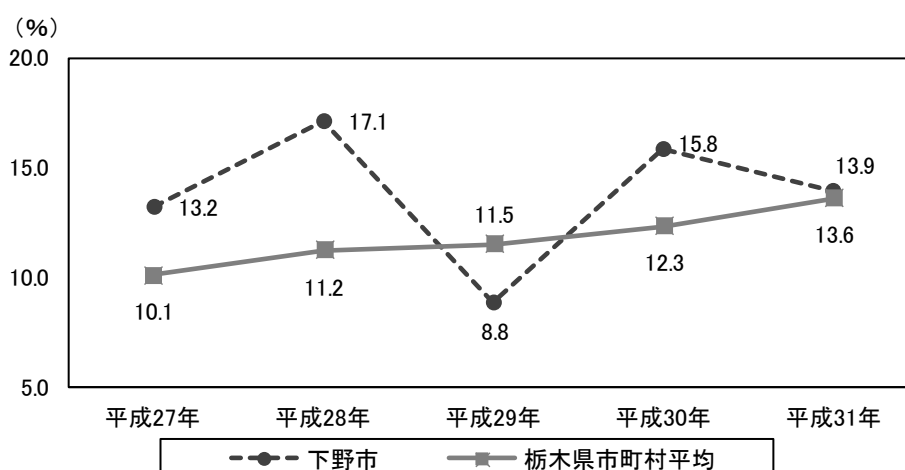
市職員管理職への女性の登用率は、平成 29 年で大きく落ちこみ栃木県市町村平均を下回っていますが、それ以外の年では栃木県市町村平均を上回っています。

■ 審議会等委員への女性の登用率の推移（栃木県市町村平均比較）



資料：地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況

■ 市町職員管理職への女性の登用率（うち一般行政職）の推移（栃木県市町村平均比較）



資料：地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況

(6) DVに関する状況

DV相談件数は、平成27年以降30件を下回ることなく、増加傾向にあります。平成30年度は62件と10年間で最も多くなっています。

DV相談者の年齢構成は令和元年度を除き30歳代が最も多くなっています。また、いずれの年も20歳代～40歳代が6割以上を占めています。

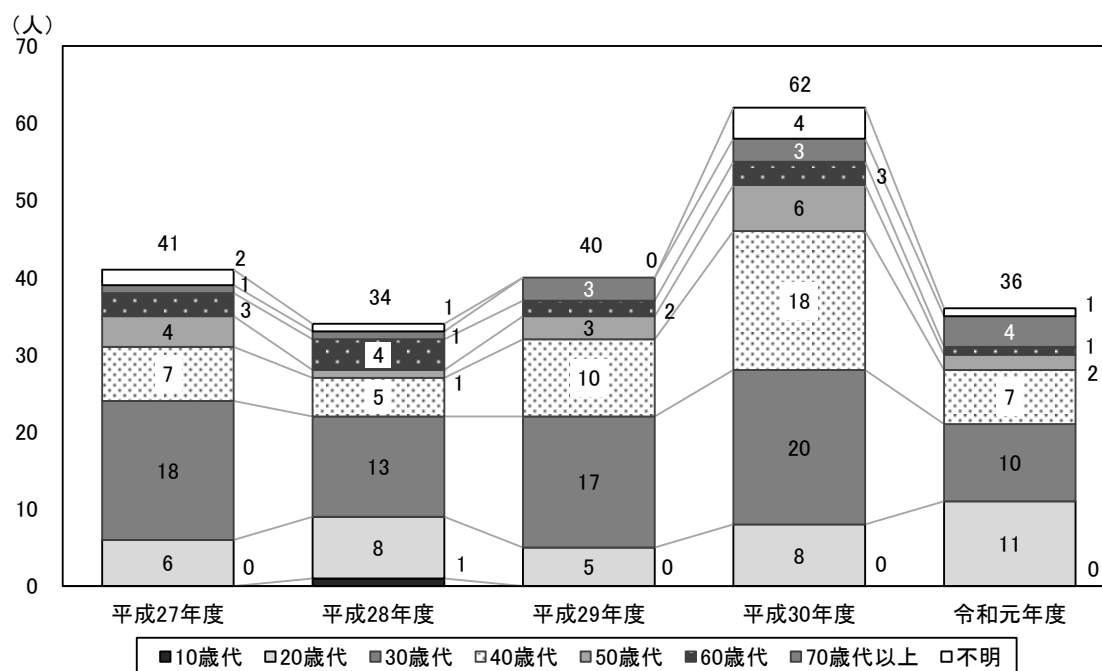
■DV相談件数（各年の総件数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	DV相談件数	41	34	40	62	36
	(うち市DV ホットライン経由)	(14)	(7)	(8)	(15)	(7)
対応※	一時保護	5	1	1	1	1

※相談への対応について、一時保護以外の対応では、施設以外に避難、警察相談、法律相談などがある。

資料：こども福祉課

■年齢別DV相談者数の推移



資料：こども福祉課

2 市民アンケート調査結果からみる本市の状況

(1) 調査の概要

男女が共に支え合い、個性と能力を十分に発揮して輝きながら心豊かに暮らすことができる地域をめざし、社会情勢に対応した地域づくりを進めるために、第二次プランの見直しと今後の施策に市民意識を反映させることを目的として、本調査を実施しました。

①調査概要

調査地域：下野市全域

調査対象：下野市に居住している18歳以上の市民

対象者数：2,000人（男女各1,000人）

抽出法：年齢、性別、地区を考慮し、住民基本台帳から対象者を無作為に抽出

調査期間：令和元年9月20日～10月10日

調査方法：調査票による本人記入方式の郵送配布・郵送回収による

有効回収数：610件（30.5%）

②調査項目

項目	内容
回答者自身や家族のことについて	性別、年齢、家族構成など
仕事について	職業、職種、勤務時間、職場での男女平等、育児・介護休業など
生活全般について	家事の役割分担、ワーク・ライフ・バランスなど
地域・社会参加について	地域活動の現状、女性の参画を進めるために必要なことなど
老後・定年後について	介護による離職など
健康について	自分の健康を守るために必要なこと
結婚・出産・教育について	子どもの数が少なくなっている理由、男女共同参画の推進に重要だと思う教育など
男女の人権について	ドメスティック・バイオレンスの相談窓口の認知度・経験など
男性も女性も輝く社会の形成について	固定的性別役割分担意識、事柄や言葉の認知度、市が力を入れていくべきことなど

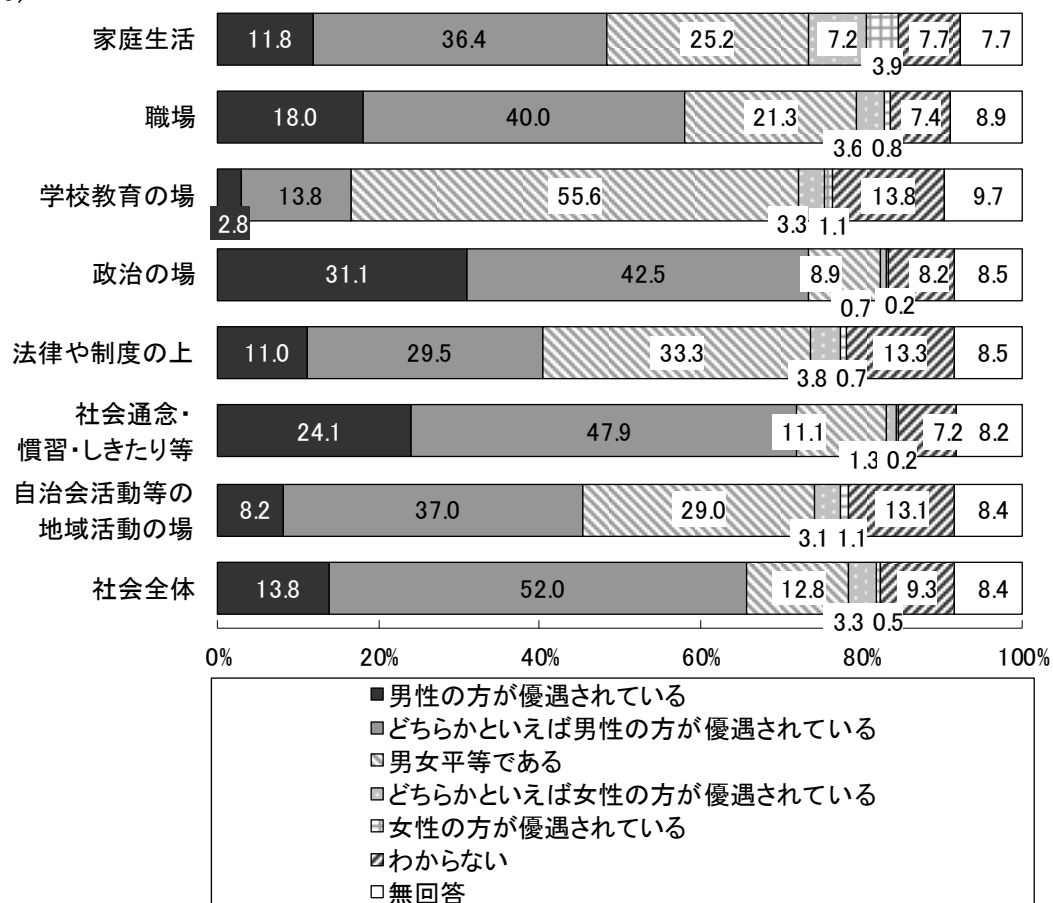
(2) 調査結果

①男女平等に関する意識について

様々な場における男女の平等の状況について、“男性優遇”、“男女平等”、“女性優遇”に分けてみていくと、“男女平等”が最も多いのは、[学校教育の場]で55.6%、次いで[法律や制度の上]が33.3%となっています。“男性優遇”が最も多いのは、[政治の場]で73.6%、次いで[社会通念・慣習・しきたりなど]が72.0%、[社会全体]が65.8%、[職場]が58.0%となっています。

一方、“女性優遇”は[家庭生活]で11.1%となっており、それ以外の項目では全体の5%に満たない回答となっています。

(n=610)

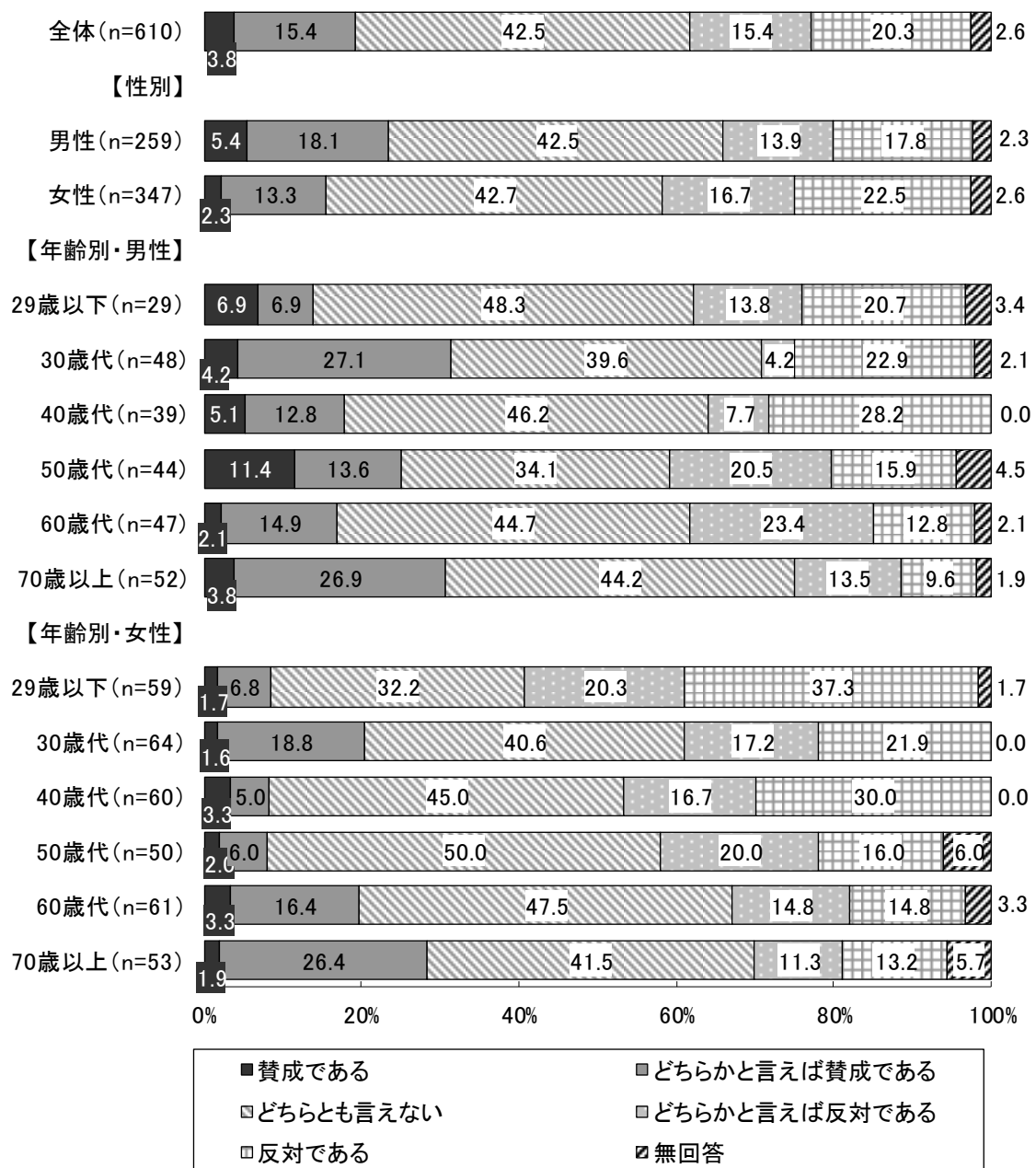


②固定的性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「どちらとも言えない」が42.5%と最も多く、「賛成である」と「どちらかと言えば賛成である」を合わせた“賛成”は19.2%、「反対である」と「どちらかと言えば反対である」を合わせた“反対”は35.7%となっており、“反対”が“賛成”を16.5ポイント上回っています。

性別にみると、男性に比べて女性で“反対”が多い状況となっています。

年齢別にみると、女性の29歳以下・40歳代で“反対”の割合が4割台半ばを超えており、他の年代に比べて高くなっています。



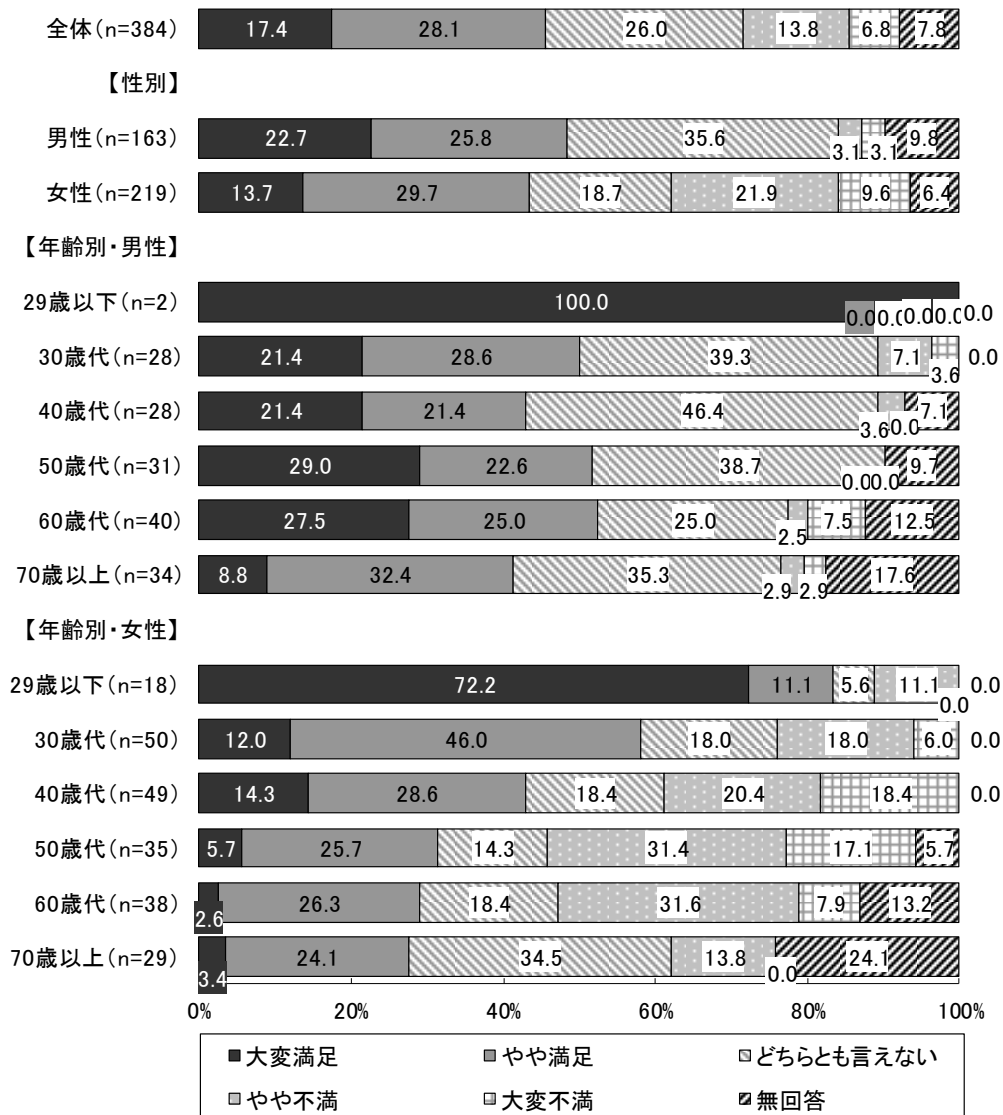
③家庭における役割分担の満足度

結婚している方の家庭での実際の役割分担の満足度について、全体では「やや満足」が28.1%と最も多く、「大変満足」の17.4%と合わせた“満足”が45.5%となっています。また、「やや不満」と「大変不満」を合わせた“不満”は20.6%、「どちらとも言えない」が26.0%となっています。

性別にみると、男女共に“満足”は4割台となっていますが、“不満”は女性で31.5%となっており、男性の6.2%を大きく上回っています。

年齢別にみると、男性のすべての年代で“満足”が4割を超えている一方、女性では年代が上がるにつれ“満足”が減少しています。また、女性の40・50・60歳代で“不満”が3割台後半を超えており、他の年代に比べて割合が高くなっています。

他の項目をみても、男女共に生活の中での仕事、家庭生活、個人の生活の優先度の希望が実現できていないという結果が出ており、経年比較した結果も大きな差はありません。

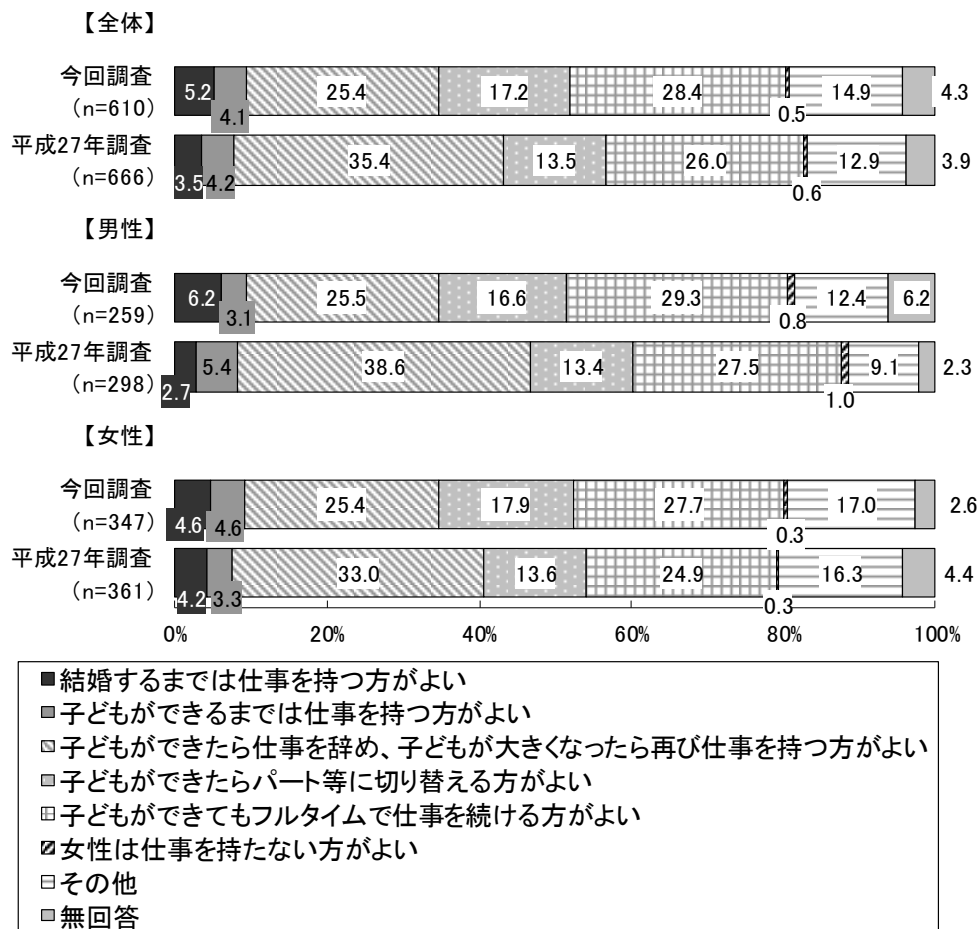


④女性が仕事を持つことについて

一般的に、女性が仕事を持つことをどう考えるかについては、「子どもができてフルタイムで仕事を続ける方がよい」が28.4%と最も多く、次いで「子どもができたなら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が25.4%となっています。

性別にみると、全体と同様の傾向となっています。

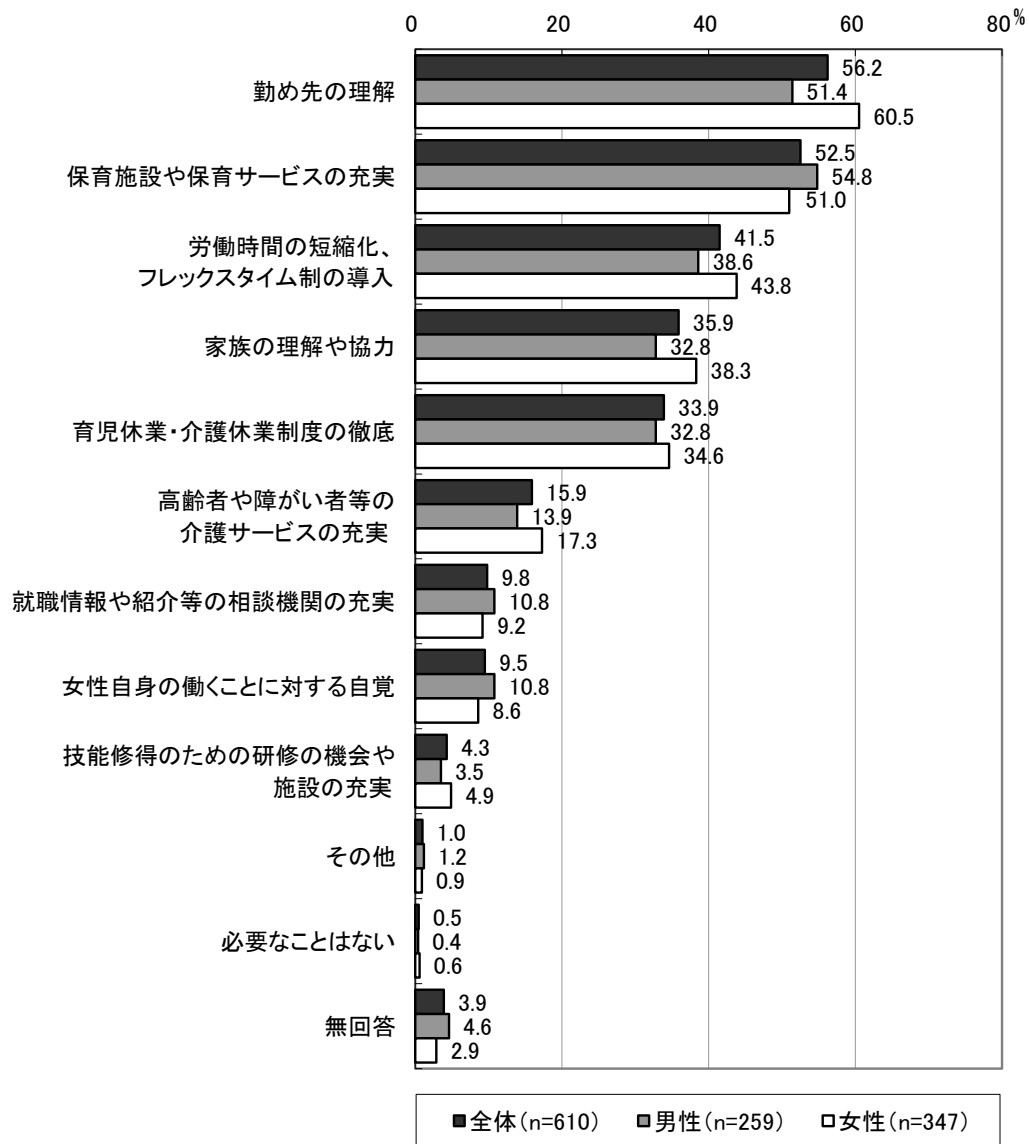
経年比較すると、「子どもができたなら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が減少しており、「子どもができたならパート等に切り替える方がよい」、「子どもができてフルタイムで仕事を続ける方がよい」といった就労を継続する意向がやや増加しています。



⑤女性が働き続けるために必要なこと

女性が結婚・出産後も働き続けるため、また再就職するために必要なことについては、「勤め先の理解」が56.2%と最も多く、次いで「保育施設や保育サービスの充実」が52.5%、「労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入」が41.5%となっています。

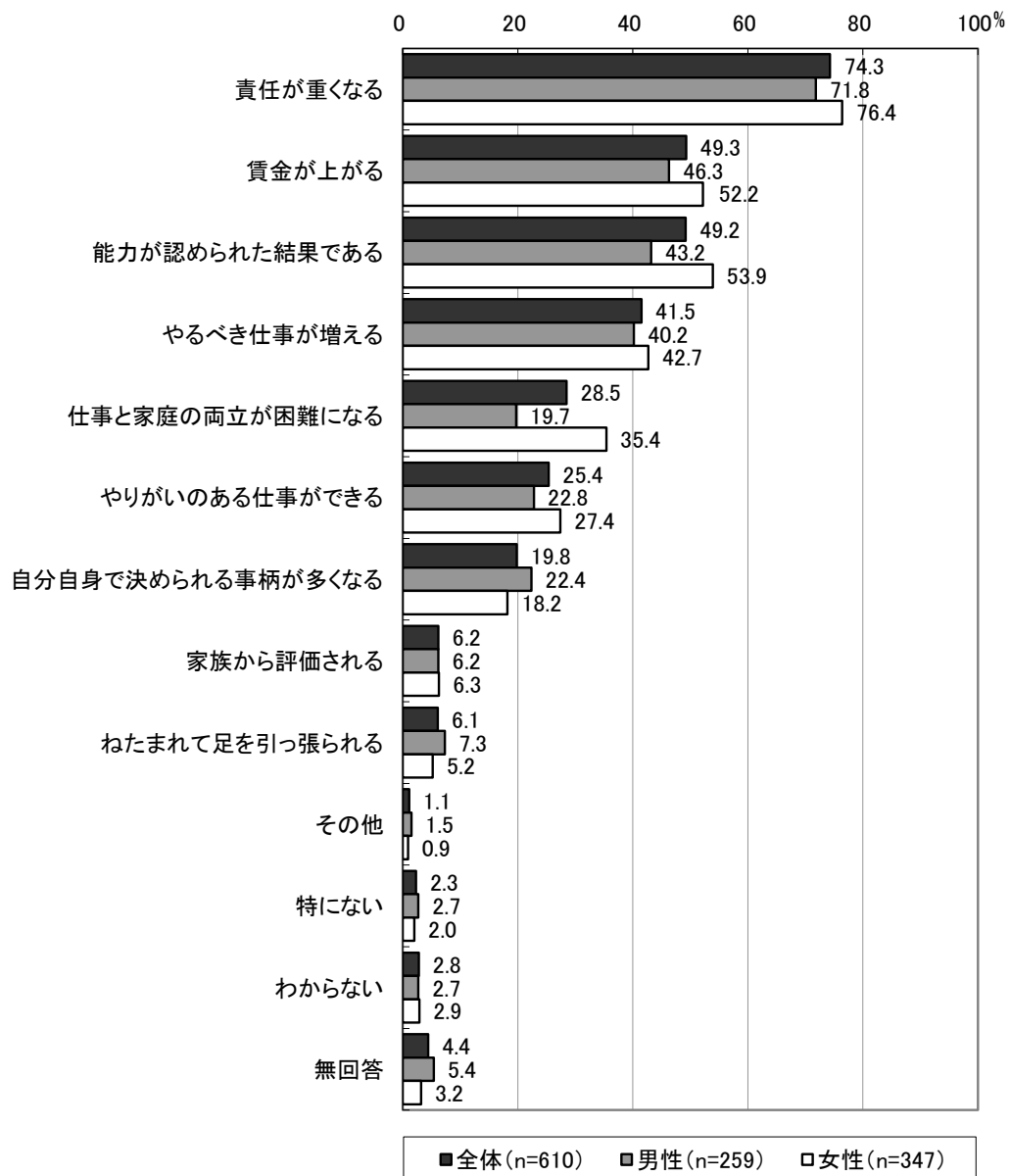
性別にみると、男性で「保育施設や保育サービスの充実」が54.8%、女性で「勤め先の理解」が60.5%と最も多くなっています。また、「勤め先の理解」では、女性が男性を9.1ポイント上回っています。



⑥管理職に昇進することについて

管理職以上に昇進することへのイメージについては、「責任が重くなる」が74.3%と最も多く、次いで「賃金が上がる」が49.3%、「能力が認められた結果である」が49.2%となっています。

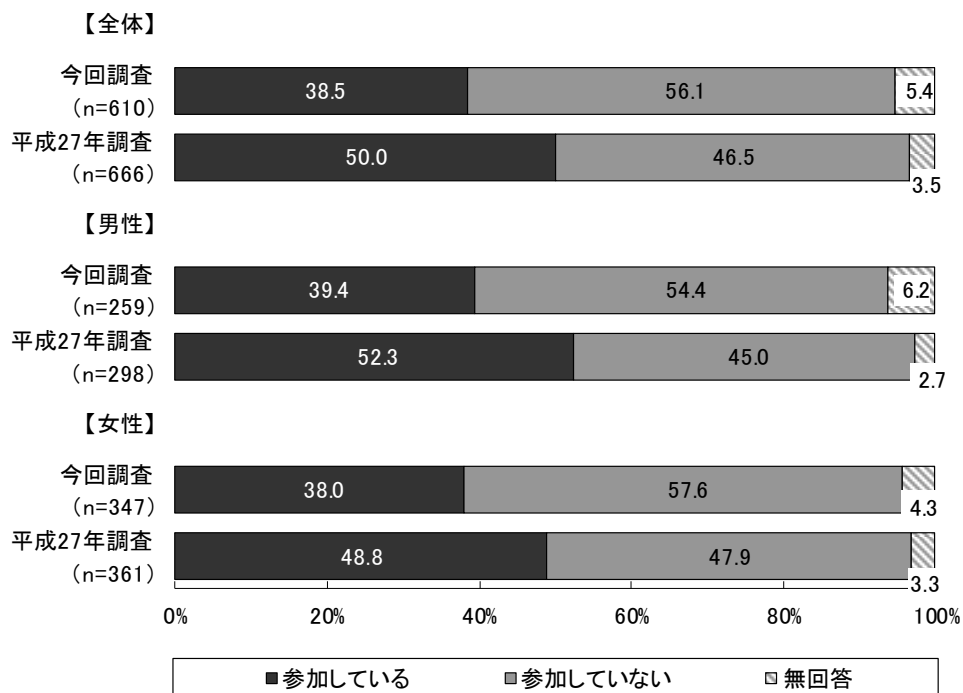
性別にみると、女性で「能力が認められた結果である」が53.9%、「仕事と家庭の両立が困難になる」が35.4%と、女性が男性を10ポイント以上上回っています。管理職になることで仕事と家庭の両立が困難になると考えている割合は、男性より女性で高くなっています。



⑦地域活動への参加状況

現在の地域活動への参加状況については、「参加している」が38.5%、「参加していない」が56.1%と、「参加していない」が「参加している」を17.6ポイント上回っています。

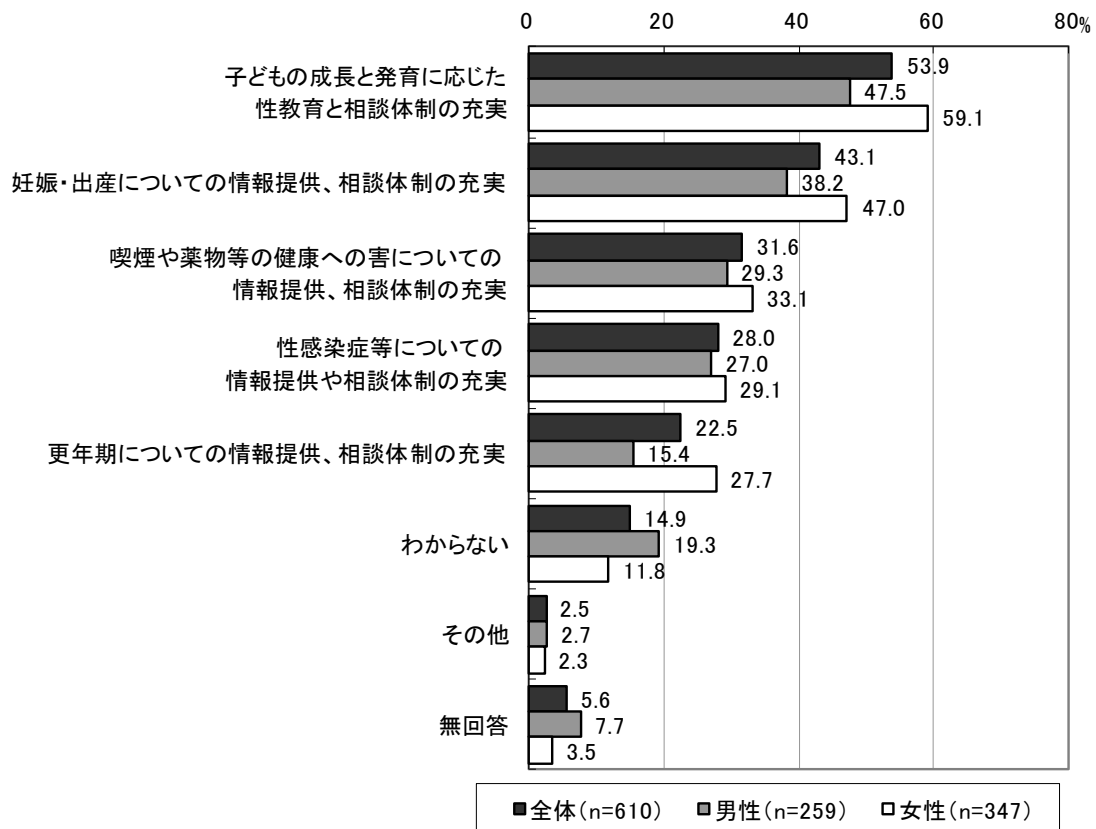
性別にみると、全体と同様の傾向となっています。経年比較すると、男女共に「参加している」が10ポイント以上減少しています。



⑧女性が妊娠、避妊、中絶に関して自分で決めたり、健康を守るために必要なこと

性の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）と健康の保持のために必要とされることについては、「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」が53.9%と最も多く、次いで「妊娠・出産についての情報提供、相談体制の充実」が43.1%、「喫煙や薬物等の健康への害についての情報提供、相談体制の充実」が31.6%となっています。

性別にみると、女性で「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」、「更年期についての情報提供、相談体制の充実」が、男性に比べて10ポイント以上上回っています。

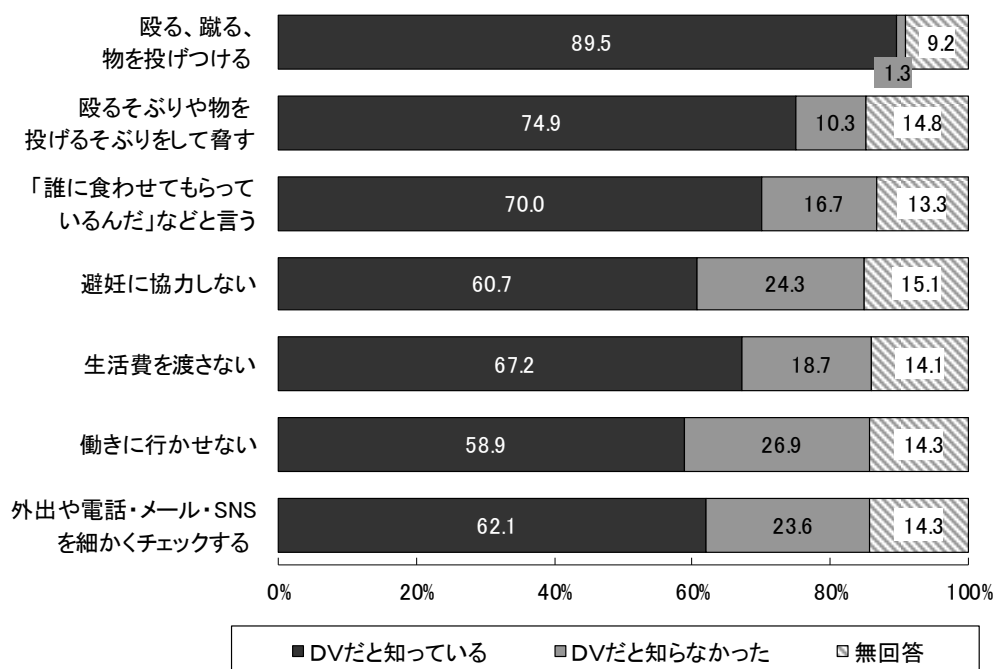


⑨DVについての認識について

次の行為がDVであると知っているかについては、[殴る、蹴る、物を投げつける]で89.5%、[殴るそぶりや物を投げるそぶりをして脅す]で74.9%、[「誰に食わせてもらっているんだ」などと言う]で70.0%が、「DVだと知っている」と回答しているものの、それ以外の項目はやや低く、最も割合の低い[働きに行かせない]では58.9%となっています。

「性的暴力」「経済的暴力」「精神的暴力」等について、DVであるという認識が低い結果となっています。高齢になるほど「DVだと知らなかった」が増える傾向がありますが、若い世代でも認識が低いものも見られたため、引き続き周知・啓発に努める必要があります。

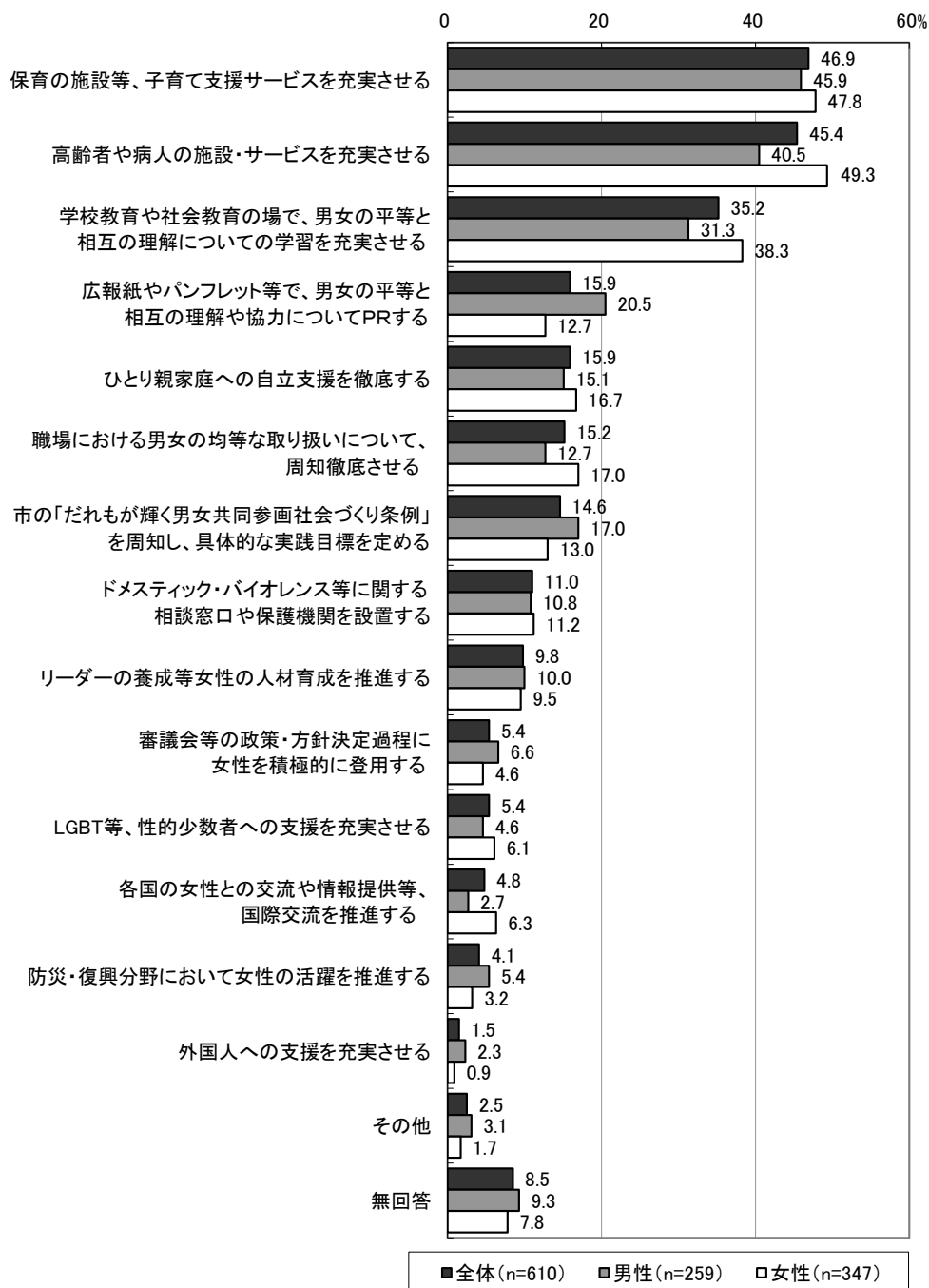
(n=610)



⑩男性も女性も共に輝く社会の実現に向けて

男性も女性も共に輝く社会をつくるため、今後、市が力を入れていくべきことについて、「保育の施設等、子育て支援サービスを充実させる」が46.9%と最も多く、次いで「高齢者や病人の施設・サービスを充実させる」が45.4%、「学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解についての学習を充実させる」が35.2%となっています。

性別にみると、男性で「広報紙やパンフレット等で、男女の平等と相互の理解や協力についてPRする」が20.5%と、女性に比べて7.8ポイント高く、女性で「学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解についての学習を充実させる」、「高齢者や病人の施設・サービスを充実させる」が男性に比べてやや高くなっています。



3 事業所アンケート調査結果からみる本市の状況

(1) 調査の概要

事業主の皆様の立場から見た男女共同参画に関する現状・課題等を調査することで、市内事業所のワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進の状況を把握することを目的として実施しました。

①調査概要

調査地域：下野市全域
調査対象：市内事業所
対象事業所数：335 件
調査期間：令和元年 11 月 16 日～12 月 2 日
調査方法：調査票による記入方式、郵送配布・郵送回収による
有効回収数：115 件（34.3%）

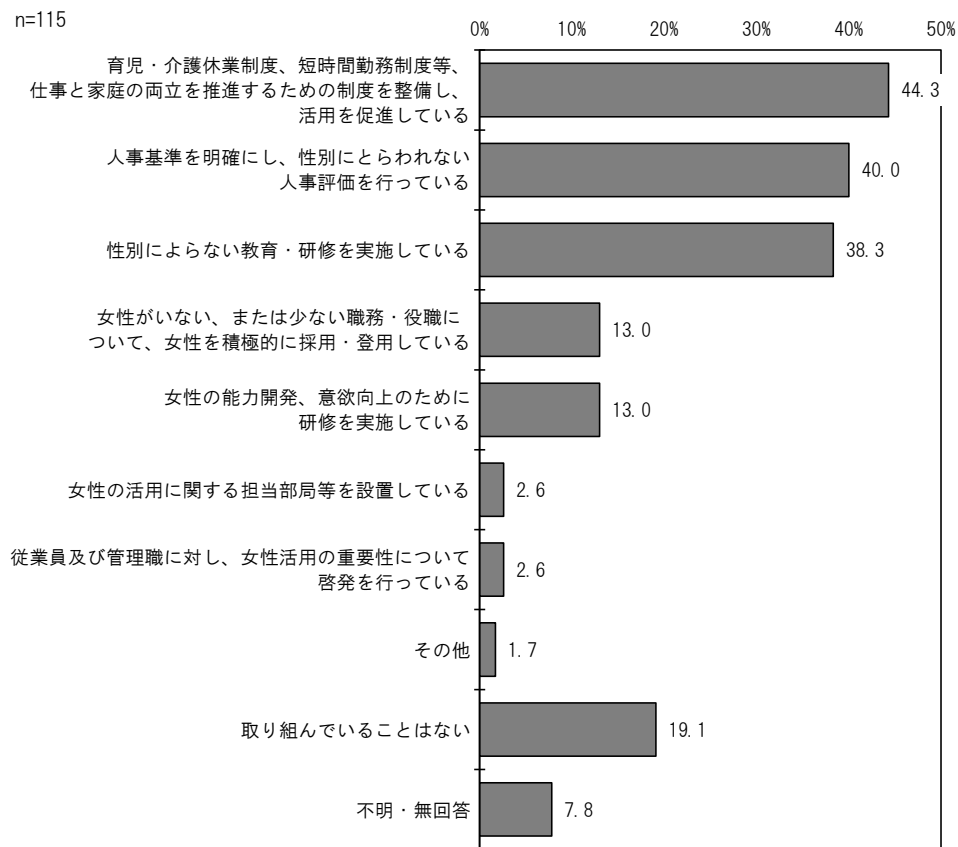
②調査項目

項目	内容
事業所の状況について	産業分類、事業所の規模など
女性従業員の活用について	管理職数、女性の割合、女性従業員活用の取組・課題など
ワーク・ライフ・バランスについて	休暇・休業制度、取組内容、利用実績、市イクボス宣言の周知率、柔軟な働き方ができる制度の整備をする上での課題など
各種ハラスメントについて	ハラスメントが問題となったことがあるか、防止策、対応が困難だと感じる事など
男女共同参画に関する取組について	用語・法令・市の事業の周知率、一般事業主行動計画、市に期待する取組、今後実施予定の取組など

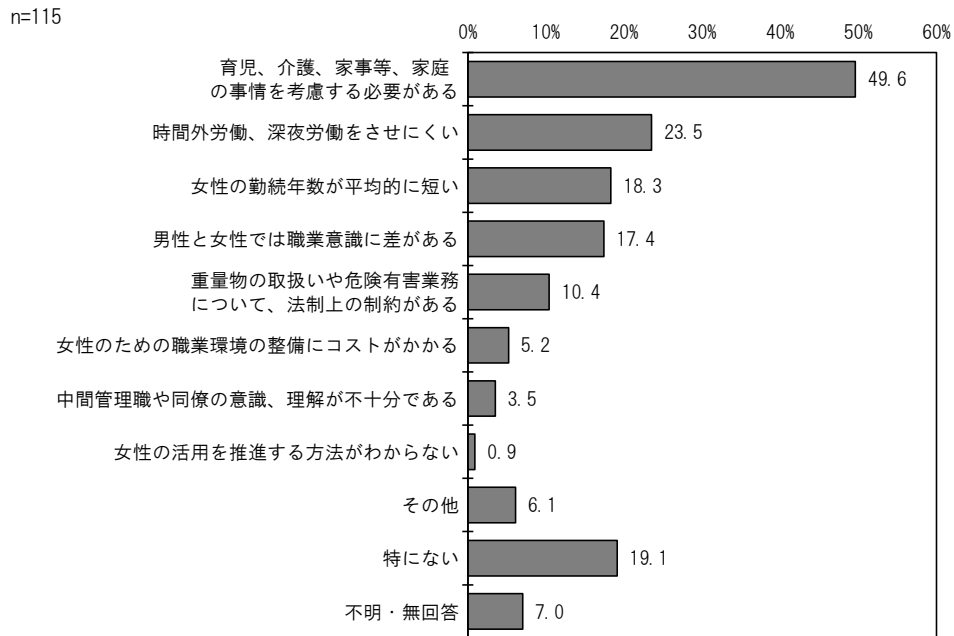
(2) 調査結果

①女性従業員の活用に向けての取組・課題

女性従業員の活用にあたって、具体的に取り組んでいることについてみると、「取り組んでいることはない」と回答した割合は19.1%となっています。具体的に取り組んでいる内容については、「育児・介護休業制度、短時間勤務制度等、仕事と家庭の両立を推進するための制度を整備し、活用を促進している」が44.3%と最も多く、次いで「人事基準を明確にし、性別にとらわれない人事評価を行っている」が40.0%、「性別によらない教育・研修を実施している」が38.3%となっています。

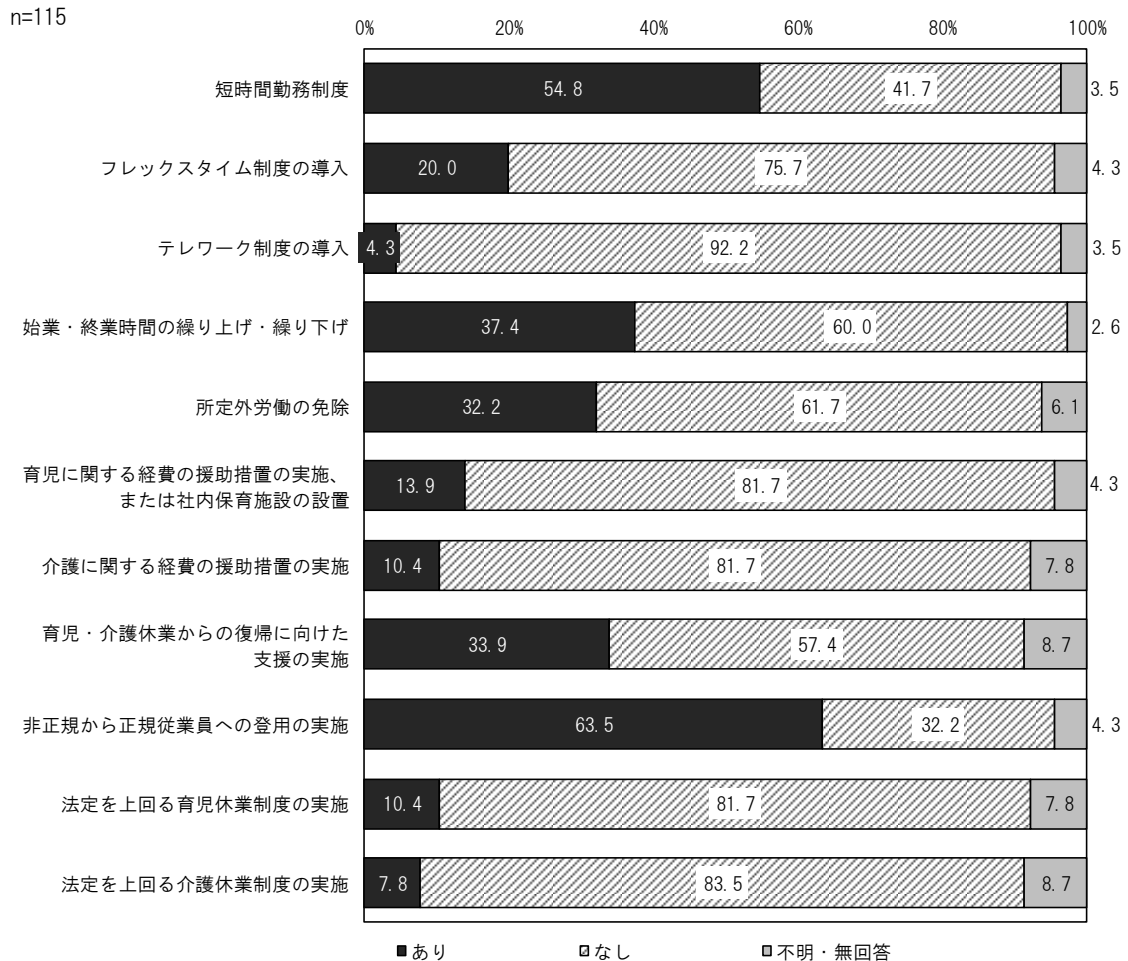


女性従業員の活用にあたっての課題や問題点についてみると、「育児、介護、家事等、家庭の事情を考慮する必要がある」が49.6%と特に高くなっており、次いで「時間外労働、深夜労働をさせにくい」が23.5%、「特にない」が19.1%となっています。性別によらず研修や人事評価を行うよう取り組んでいる一方で、女性の人材活用には現状として女性が担っていることが多い育児・介護・家事等の家庭の事情について配慮が必要であるとの認識があることがうかがえます。



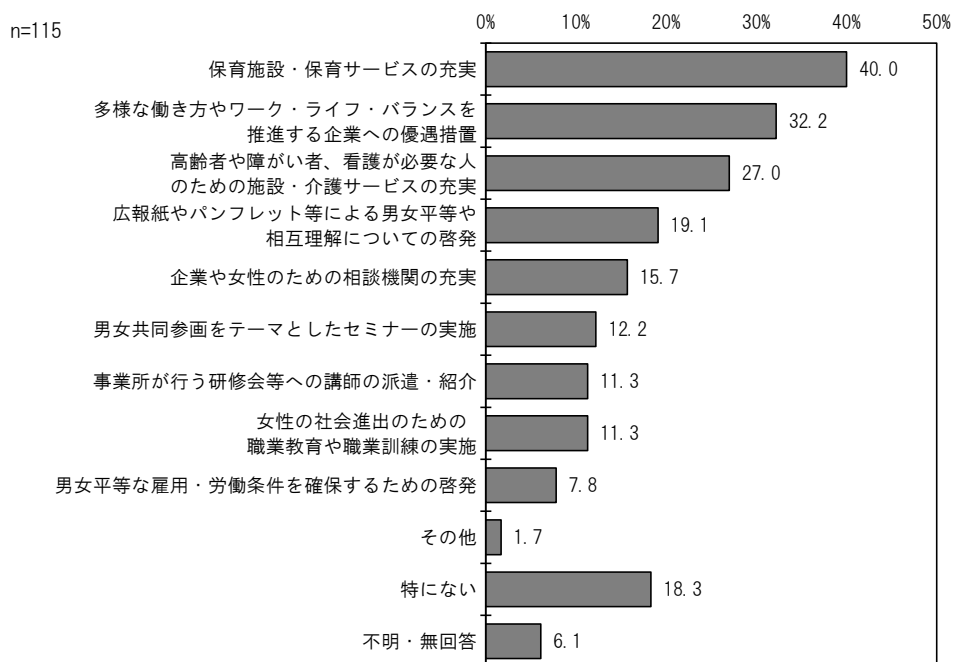
②ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所内の制度

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所内の制度について、「短時間勤務制度」と「非正規から正規雇用への登用の実施」以外では、制度がない事業所の方が、制度がある事業所を上回っています。一方、制度が全くないのは2事業所にとどまっていたため、多くの事業所が何らかの制度を設けていることがうかがえます。



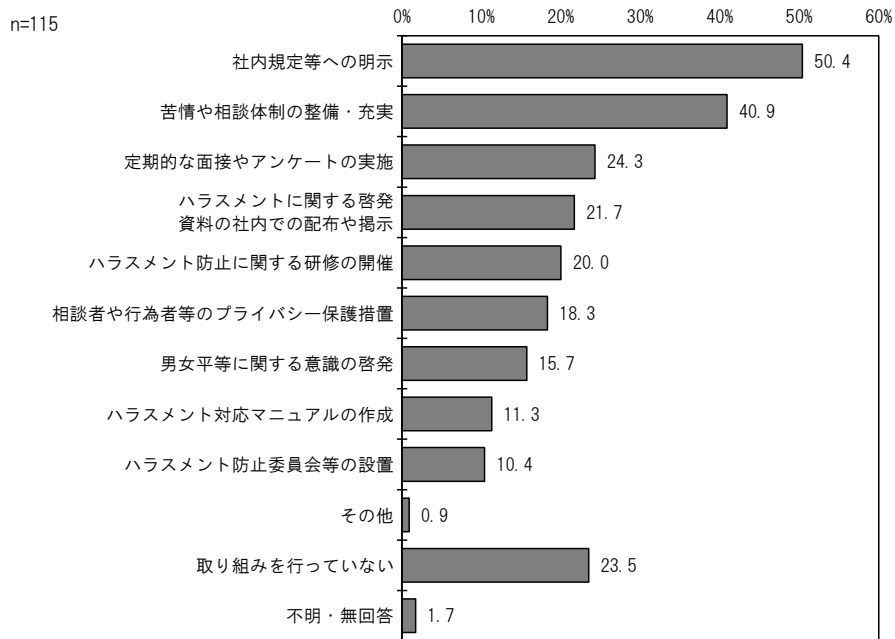
③男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍を推進するにあたって

男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍を推進するにあたって、市に期待する取組については、「保育施設・保育サービスの充実」が40.0%と最も多く、次いで「多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進する企業への優遇措置」が32.2%、「高齢者や障がい者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」が27.0%となっています。働く人の家族を対象とした家庭生活の負担を軽減するサービスの充実とともに、事業者がワーク・ライフ・バランスの取組を推進する上でのバックアップとなる優遇措置を望む意見が多く見られました。

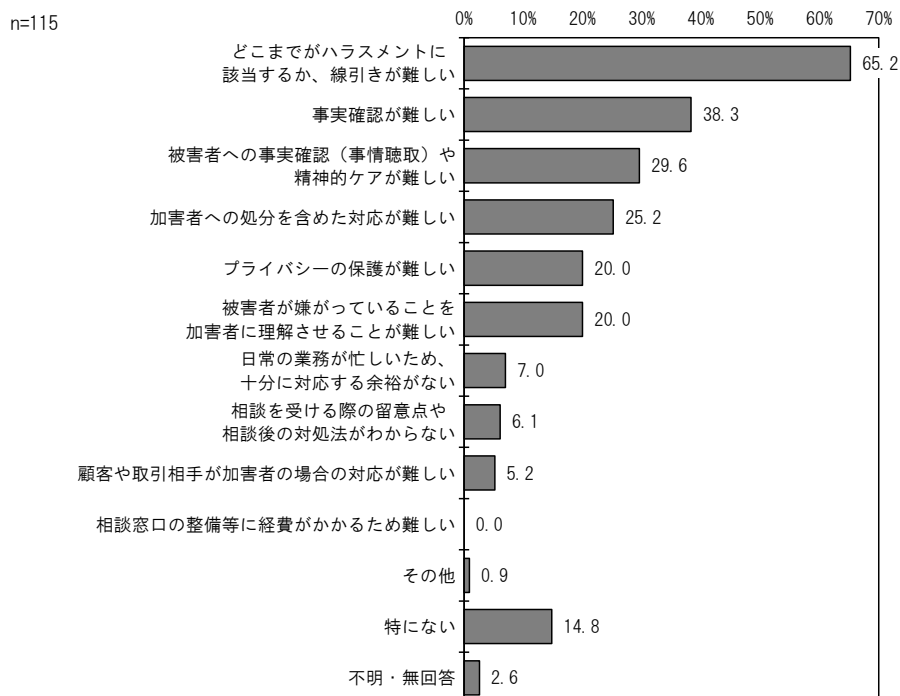


④ハラスメントの防止に向けて

ハラスメント防止に向けて、事業所内で「取り組みを行っていない」割合が23.5%となっています。行っている取り組みとしては「社内規定等への明示」が50.4%、「苦情や相談体制の整備・充実」が40.9%と高くなっています。「労働施策総合推進法（ハラスメント防止法）」により、事業主には相談体制の整備等の具体的な対策が求められることとなりますが、ハラスメントにあたるかの判断や、被害者・加害者への対応に難しさを感じている事業所が多く見られました。



ハラスメントが起きた場合に対応が困難だと感じることについては「どこまでがハラスメントに該当するか、線引きが難しい」が65.2%と特に高くなっています。次いで「事実確認が難しい」が38.3%、「被害者への事実確認（事情聴取）や精神的ケアが難しい」が29.6%となっています。



4 事業所ヒアリング調査結果からみる本市の状況

(1) 調査の概要

市内事業所で働く女性に直接お話をうかがうことで、女性が活躍できる職場環境を整備するにあたって求められる制度等の状況について把握し、本プラン策定の参考データとして活用するために実施しました。

市内の3つの事業所の合計13名の従業員の方を対象に実施しました。

聴き取り調査の対象となった方には事前にヒアリングシートを配布し、事業所ごとに直接対面でのヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査結果のまとめ

- ・子育て支援に関わる勤務先の制度や行政サービスを利用して家庭と仕事を両立させている方がいる一方、制度やサービスを利用せずに家族や職場の協力のもと両立させている方もいた。
- ・祖父母や親せきと同居・近居の状態にある方が多かった。
- ・職場においても時間の融通が利く、子育て中であることに配慮してもらえる状況にあるなど、働きやすい環境であるという声もあった。

⇒ヒアリングにご協力いただいた方々は、家族や職場の協力を得られるなど比較的両立しやすい環境にある方が多かったため、ワーク・ライフ・バランスに満足できる状況で働くことができているという回答が得られました。

- ・普段忙しい中で、公的サービスを利用するための情報を得ることが難しいという意見があった。
- ・父母が働いている場合、保育園や幼稚園の迎えに祖父母が行くことが多く、他の保護者と会って情報を得る機会が少ないという声が多かった。
- ・病児・病後児保育について、通勤・通園している幼稚園で受け入れしている等の方は利用できている一方、該当する幼稚園が身近でない方からは利用方法が分からないという声も多かった。
- ・介護支援についても情報が一括して得られるようになるといいという意見があった。

⇒市の公的サービスについて、情報が一元的に得られる仕組み・周知の充実等が必要とされています。情報提供方法を改善し、サービス利用のハードルを下げる工夫が求められています。

- ・子育て中の社員に配慮や理解がある職場環境においても、休暇を取るための調整が大変だと感じている人が多かった。
- ・子育て中は幼稚園、保育園、学校の行事が多いことなどもあり、休暇が取りやすいと助かるという意見があった。

⇒事業所の制度や社内の配慮はあるものの、業務量や勤務体制から休みづらさを感じている様子が見受けられました。余裕をもって働くことのできる環境を整えることで、育児・介護・家事がより両立しやすくなると考えられます。

- ・子育て中の方、介護をしている方への理解を求める声が上がっている。
- ・女性が働くうえで家族の協力が必要であるため、男性も子どものために育休を取ったり病気のときに迎えに行ったりできる環境づくりが必要だという意見があった。

⇒事業所内で子育てや介護をしている方への理解を深め、男性が育児・家事に関わりやすい職場環境にしていくことで、男性も女性も希望するワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを進めていくことが重要です。

5 第二次プランの推進状況

(1) 事業の進捗状況

第二次プランでは、3つの基本目標に基づき、男女共同参画に関する事業を推進してきました。施策の実施状況の把握・評価にあたっては、①男女共同参画の視点に配慮している、もしくは②男女共同参画の推進に寄与している、のどちらかが満たされ、男女共同参画の視点に立って事業が実施されているかどうかを把握することに重点を置き、整理しています。平成28年度から令和元年度までの4年間の各事業の進捗状況の総括は以下のとおりです。

<評価基準> 令和元年度時点の評価を最終評価としています。

- A評価**・・・男女共同参画の視点を取り入れている。
- A'評価**・・・事業の実施自体が、男女共同参画の推進に寄与するもの。
- B評価**・・・男女共同参画の視点をやや取り入れている。
- C評価**・・・男女共同参画の視点が不足している。

※事業実施なしのため評価できない項目については、「評価不可」欄に計上しています。

A評価達成率算出方法：A（A'を含まない）評価 / （A評価+B評価+C評価）×100

基本目標 I あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

施策の方向	A評価達成率	評価				
		A評価	A'評価	B評価	C評価	評価不可
I-1 男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援	87.5%	14	0	2	0	0
I-2 意思決定の場への女性の参画拡大	100%	9	0	0	0	1
I-3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援	50.0%	2	0	2	0	0

I-1 男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援

指標	基準値 平成 26 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 2 年度	担当課
職場での募集や採用において男女が平等となっていると思う市民の割合	51.9%	60.2%	57%	市民協働推進課

性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備にむけた市民や事業者に対しての情報提供・啓発活動等に取り組みました。

広報、啓発の事業を多く実施し、イベントでの配布等資料を活用している事業も多く、A 評価が多くなっています。パンフレット等の活用に関しては B 評価の事業が見られます。また、数値目標に関しては目標を達成しています。

事業者に向けた啓発、市民に向けた啓発の双方で窓口設置にとどまるものをさらに効果的に啓発するための工夫が必要です。

I-2 意思決定の場への女性の参画拡大

指標	基準値 平成 26 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 2 年度	担当課
市の審議会等委員における女性の割合	33.6%	37.5%	40%	市民協働推進課

委員や管理職の登用に向けた積極的な女性の活用、ポジティブ・アクションの実施のため事業者や団体に対しての周知・啓発等に取り組みました。実施実績のある事業ではすべて A 評価となっています。また、数値目標については基準値を上回り改善傾向にありますが、目標の達成には至っていません。

審議会委員の登用状況については下野市審議会等委員選任指針の 30%は達成していますが、プランの目標の 40%の達成に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。

I-3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援

指標	基準値 平成 26 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 2 年度	担当課
自治会活動など地域活動の場において男女が平等となっていると思う市民の割合	31.5%	29.0%	40%	市民協働推進課

性別にかかわらず地域活動への参画意識を高めるため、市民への啓発、性別役割分業にとらわれない地域の防災・防犯活動に関するホームページを通じた情報提供を実施しました。A 評価となっている事業もありますが、B 評価が 2 事業あり、達成率は 50.0%となっています。また、数値目標については基準値を下回り目標の達成には至っていません。

地域防災、防犯の取組においても、さらに女性の視点が入り入れられるよう、役員への登用等、女性が積極的に参画できる環境整備に取り組む必要があります。

基本目標Ⅱ 女性の活躍を支える基盤づくり

施策の方向	A評価 達成率	評価				
		A評価	A'評価	B評価	C評価	評価不可
Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実	100%	13	1	0	0	0
Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護サービスの充実	100%	7	1	0	0	0
Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	76.9%	10	4	3	0	1
Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援	100%	9	1	0	0	1

Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実

指標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
保育所の待機児童数	1人	0人	0人	こども福祉課
乳幼児健康診査対象児の状況把握の割合	100%	100%	100%	健康増進課

多様な就業形態に対応するための子育て支援体制の充実、支援を必要とする人に届けるための相談体制の充実や情報提供、男性の子育て参加を促進するための支援等を実施しました。すべての事業でA評価、A'評価となっています。また、2つの数値目標を達成しています。

男性の育児参加に向けては市民の意識改革に加え、職場等の協力が不可欠であることから、事業者に向けた啓発も引き続き推進する必要があります。

Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護サービスの充実

指標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
家族の介護を理由にやむを得ず仕事を辞めたことがある市民の割合	4.5%	3.0%	0%	市民協働推進課
家族介護支援事業の実施回数	年12回	年16回	年15回	高齢福祉課

介護・介助者の負担軽減のための支援、介護・介助の情報提供・相談体制の充実等に努めました。すべての事業でA評価、A'評価となっています。また、数値目標について家族の介護を理由にやむを得ず仕事を辞めたことがある市民の割合は基準値を上回り改善傾向にあります。目標の達成には至っていません。家族介護支援事業の実施回数は目標を達成しています。

介護支援サービスや障害支援サービスは男女が活躍を続けるためだけでなく、すべて

の人が安心して暮らせる地域づくりという観点からも必要な施策であるため、引き続き取り組む必要があります。

II-3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

指標	基準値 平成 26 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 2 年度	担当課
地域ふれあいサロンの設置数	14 か所	57 か所	23 か所	高齢福祉課
婦人相談員 兼 母子・父子自立支援員の配置	1 人	2 人	2 人	こども福祉課
指定特定相談事業所数	5 か所	7 か所	7 か所	社会福祉課

ひとり親家庭・生活困窮者等への支援、高齢者への支援、障がいのある人への支援、外国人に対する支援、性同一性障がい者等への支援を実施しています。A 評価、A' 評価の事業が多かった一方、B 評価が 3 事業となっています。また、数値目標に関しては 3 つの指標すべてで目標を達成しています。

啓発に関する事業で B 評価のものがあつたため、効果的な啓発方法について検討する必要があります。また、評価の状況からも事業の実施自体が男女共同参画の推進に寄与する事業が多いことがうかがえるため、引き続き実施していく必要があります。

II-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援

指標	基準値 平成 26 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 2 年度	担当課
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」を知っている、または聞いたことがある市民の割合	21.7%	27.1%	27%	市民協働推進課
乳がん検診の受診率	31.1%	40.4%	60%以上	健康増進課

女性の健康の確保、性教育の支援、性別にかかわらず健康づくりを推進するための健診の実施、スポーツの推進等に取り組みました。実施実績のある事業ではすべて A 評価、A' 評価となっています。また、数値目標について「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の認知度は目標を達成していますが、乳がん検診の受診率は基準値を上回り改善傾向にあるものの目標の達成には至っていません。

引き続き男女共同参画の視点を取り入れて健康づくりを推進する必要があります。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

施策の方向	A評価 達成率	評価				
		A評価	A'評価	B評価	C評価	評価不可
Ⅲ-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり	100%	17	3	0	0	0
Ⅲ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶	87.5%	7	1	1	0	2
Ⅲ-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進	100%	2	3	0	0	2

Ⅲ-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり

指標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
社会全体において男女が平等となっていると思う市民の割合	12.2%	12.8%	18%	市民協働推進課
男女共同参画のつどいの若年層(40代まで)の参加割合の増加	20.6%	18.3%	30%	市民協働推進課

男女平等な教育環境の整備、男女共同参画の啓発、人権の尊重に向けた講座や性教育の実施等に取り組みました。評価についてはすべての事業でA評価、A'評価となっています。また、数値目標に関してすべての指標で目標の達成には至っていません。男女共同参画のつどいの若年層の参加割合の増加については基準値を下回っています。

市民の意識の向上のためには学生など若い世代のうちから啓発を行っていくことが重要であるため、引き続き推進していく必要があります。

Ⅲ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

指標	基準値 平成 26 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 2 年度	担当課
下野市女性相談（DV）ホットラインを知っている市民の割合	17.0%	14.3%	25%	市民協働推進課
殴る、蹴る、物をなげつけることもDVに含まれると知っている市民の割合	89.0%	89.5%	100%	市民協働推進課

DVの防止と被害者支援に向けて、啓発や相談支援、保護・自立支援の実施に取り組んだほか、関係機関と連携して支援にあたっています。

A 評価、A' 評価の事業が多かった一方、B 評価が 1 事業あったため、達成率は 87.5% となっています。また、数値目標に関してすべての指標で目標の達成には至っていません。下野市女性相談（DV）ホットラインの認知度については基準値を下回っています。

該当年度に支援の実績がない事業においても被害者の早期発見・支援につなげるため事業を継続して実施する必要があります。

【参考】下野市配偶者等からの暴力対策基本計画における推進状況

DVの防止に向けた対策、相談・保護体制の充実、自立支援の充実等、具体的な取り組みを進めています。一方、DVの防止に向けた学校等教育機関、児童生徒への啓発の状況は限定的であるため、DVは重大な人権侵害であるという意識の啓発をより若い世代にも広げていくことが必要です。また、ストーカー防止のための警察との連携については、男女問わず幅広く市民に防犯の取り組みを啓発する機会を設けています。

Ⅲ-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進

指標	基準値 平成 26 年度	現状値 平成 29 年度	目標値 令和 2 年度	担当課
中学生の海外交流派遣事業応募者数 ※3年ごとに実施予定	16 人	22 人	20 人	市民協働推進課

国際的な視野を持つ人材の育成、国際交流の推進のためにイベントの開催等に取り組みました。評価については実施実績のある事業ではすべて A 評価、A' 評価となっています。また、数値目標に関して平成 29 年度実施分については目標を達成しています。

情報提供に関しては実施実績がないものもあるため、効果的な事業実施を検討する必要があります。

6 下野市の男女共同参画をめぐる主な課題

統計データ、市民アンケート調査結果、事業所アンケート調査結果、事業所ヒアリング調査結果、事業の進捗状況調査から把握した下野市の特徴と課題を踏まえ、本プランで特に重要になると考えられる課題は以下のとおりです。

◆女性が働きやすい環境づくりに向けた支援◆

- ・女性が仕事を持つことについては、子どもの有無にかかわらず働き続けるほうがよいという考えを持つ人が増加しています。一方、就労時間、収入、職場における扱い等、働いている人の現状については男女で差がある状況となっています。
- ・女性の職業生活における活躍に向けて、市民・事業所の双方から「保育施設や保育サービスの充実」が必要とされています。事業所としては女性従業員の活用にあたって、育児、介護、家事等、家庭の事情を考慮する必要があることを課題と感じている割合が高くなっています。
- ・女性が結婚や出産を経て働き続ける・再就職するためには、保育の充実だけではなく職場環境の改善が必要とされています。特に「勤め先の理解」を重要な要素と感じている女性が多くなっていますが、女性の働き方に対する認識には男女で差があるため、意識啓発を含めた職場環境の改善に引き続き取り組む必要があります。
- ・介護のために仕事を辞める際の主な要因については、家族の協力や職場の理解が得られないことが挙げられ、前回調査と比較して職場に起因する理由で仕事を辞めた人が増加しています。事業所としても女性従業員の活用にあたっての課題として「育児、介護、家事等、家庭の事情を考慮する必要がある」を挙げている割合が高くなっていることから、女性の活躍に向けて市に期待する取組として高齢者や障がい者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実が求められています。
- ・市内事業所で働く方からは、子育て・介護中の女性が就労を継続するためには家族の協力が必要であるため、男性も子どものために育休を取るほか、家族が病気のときに迎えに行くことができる環境づくりが必要だという意見がありました。

◆性別に関わらずあらゆる分野で活躍するための環境づくり◆

- ・管理職になることで仕事と家庭の両立が困難になると考えている割合は、男性より女性で高くなっています。また、女性のリーダーを増やすためには、仕事と家庭の両立を可能とするための支援サービスや、性別にかかわらず育児・介護・家事等を担うために長時間労働の改善等が重要です。

- ・地域活動への参加状況を見ると、何らかの地域活動に参加している方の割合は減少しており、参加していない人の方が多くなっています。地域活動の開催にあたっては活動内容の検討に加え、参加しやすい日時や場所の工夫が引き続き求められています。
- ・男女共に、仕事だけでなく家事・育児・介護・地域活動に積極的に参加するためには、労働時間の短縮や休暇制度の普及等により、仕事優先の考え方を見直すことが求められています。長時間労働の改善、休暇の適切な取得等の職場環境の改善は、女性が結婚・出産後も働き続けるため、そして女性のリーダーを増やしていくためにも共通して必要とされている要素です。
- ・地域防災等の分野においても女性の視点を取り入れることは重要であるため、女性の意見がより反映されやすい地域社会の仕組みを作っていくことが必要です。

◆希望するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援◆

- ・家庭での家事の役割分担の満足度については、男性と比較して女性で低くなっています。また、男女共に生活の中での仕事、家庭生活、個人の生活の優先度の希望が実現できていないため、引き続き男女共に希望する生活を叶えられるような取組が重要です。
- ・若い世代においては、子育てをしながら働き続けるための社会的なしくみが整っていないと感じる割合も高くなっており、引き続き市の子育て支援サービスの充実に努めると共に、事業者に向けた意識啓発を行う必要があります。
- ・事業所から市に期待する取組としては、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進する事業者への優遇措置への期待が高くなっており、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、市から事業者への具体的な支援が求められています。

◆あらゆる場における活躍を支える支援の充実と情報提供の促進◆

- ・子育て支援や介護支援等を必要とする市民が適切に利用できるよう、支援に関わる情報提供の工夫が求められています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも、子育て支援、介護支援等のサービスの充実に引き続き取り組むと共に、職場や家庭における子育て中の保護者・介護者に対する理解を広げていくことが重要です。
- ・様々な困難を抱える人々への支援に関しては、市民意識ではひとり親家庭や外国人、性的少数者等に対する支援への関心は高くありませんが、社会の多様化に伴い、支援ニーズは多様化していくことが考えられます。支援の充実に併せて、様々な困難を抱える人々がいるという地域社会に向けた意識啓発が重要です。
- ・適切な性教育と相談体制の充実を求める声が多かったため、引き続き男女共同参画の視点を取り入れた性と健康に関する情報提供の取組を推進していく必要があります。

◆あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の促進◆

- ・どのような暴力をDVと認知しているかについては、「性的暴力」「経済的暴力」「精神的暴力」等で低い結果となっています。高齢になるほど「DVだと知らなかった」と答える割合が増える傾向がありますが、若い世代でも認識が充分でないものも見られました。市民の暴力に関する認識は徐々に改善している傾向が見られますが、周知・啓発を引き続き推進し、市民の認知度向上に取り組む必要があります。また、学校等教育機関、児童生徒へ向けては、児童虐待防止と併せてDVは重大な人権侵害であるという意識啓発を行い、より若い世代にもDVに関する認識を広げていくことが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生活不安やストレスによるDV被害の増加や深刻化が懸念されています。一方で、DV相談窓口に関する認知度は一部低下していることから、被害者の安全確保のための相談や一時保護所への同行、支援に関する情報提供を適切に行っていくことが必要です。
- ・市内の事業所においては、ハラスメント対策の取組を実施していない事業所もあります。法改正によりパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止対策義務が強化されることも踏まえ、事業者や団体とも連携しながら取組を推進していく必要があります。

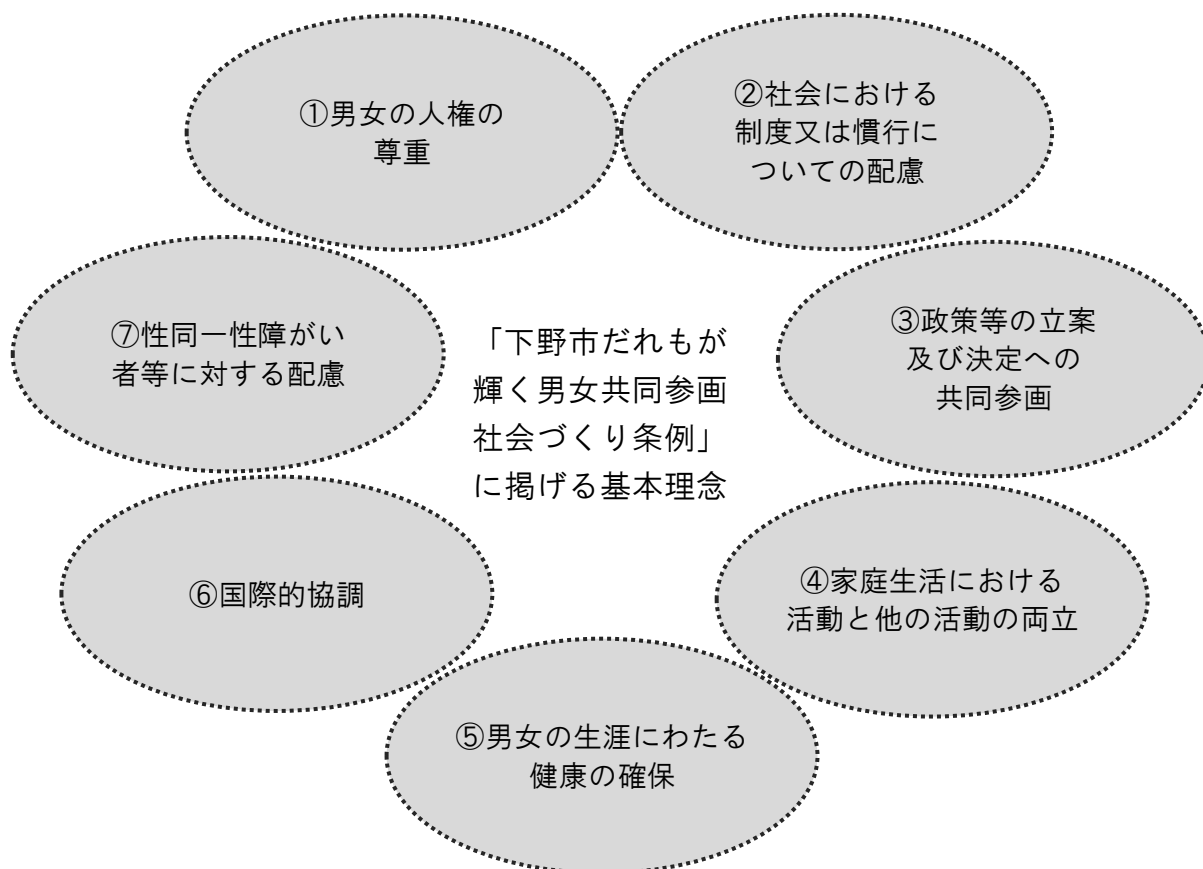
◆男女共同参画の実現に向けた意識づくりと啓発活動の推進◆

- ・前回調査と比較して「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担を肯定する市民の割合が低くなってきていることがうかがえます。固定的な性別役割分担についての市民意識は改善傾向にありますが、家庭での役割分担の現状と満足度を踏まえると、実際の生活の状況とはギャップがあることが分かります。
- ・男女共同参画に関する用語や市の取組については市民、事業者共に認知度が低下しているため、男女共同参画への理解を深めるための市民に対する啓発に引き続き取り組むと共に、事業者や団体に向けての啓発手法についても検討することが必要です。
- ・男性も女性も共に輝く社会の形成のために、引き続き人権教育を基本とし、固定的な役割分担意識の見直しや社会制度・歴史等についてより具体的な教育や学習機会の提供が重要です。

第3章 プランの基本的な考え方と方向性

1 基本理念と将来像

下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例は、下野市における男女共同参画のまちづくりの基礎となることから、本プランの基本理念においても、条例に示した7つの基本理念に基づくものとします。



さらに、上記の基本理念のもと、ライフスタイルや市民ニーズの多様化が進む社会において、全ての人の人権が尊重されるとともに、性別にとらわれることなく互いに協力して活躍できる男女共同参画社会の実現を目指すこととし、今後5年間の計画期間において将来像を以下のように設定し、その実現を目指します。

【将来像】

多様な生き方を尊重し、支え合い、
全ての人々が活躍できる下野市

2 基本目標

本プランでは、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき4つの基本目標を次のように定めます。

基本目標Ⅰ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり

【下野市女性活躍推進計画を含む】

女性が働き続けることができ、男性にとってもワーク・ライフ・バランスをより実現しやすい職場環境をつくるため、市民・事業者に向けた意識啓発や職場環境改善に向けた取組の支援を推進します。

また、政策・方針の決定過程に男女が対等に参画できる環境づくりを進めると共に、あらゆる分野で女性の意見がより反映されやすい環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり

男女が共に、あらゆる分野において活躍することができるよう、家庭生活と仕事や地域活動等、他の活動との両立に向けて、子育て・介護にかかる支援を充実します。

また、ひとり親や貧困を抱える家庭をはじめとする多様な困難を抱える市民が、安心して暮らせるような環境を整備します。

さらに、男女が生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、人生の各段階に応じた健康づくり支援の取組を推進します。

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり

【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画を含む】

DVや各種ハラスメントをはじめとする、あらゆる暴力による差別的行為の根絶に向けて、広く市民に向けて暴力防止に関する啓発に取り組むと共に、被害者に対する相談体制・支援体制の充実を図ります。ハラスメントの防止に向けては事業者や団体等と協力し推進を図ります。

基本目標Ⅳ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

学校教育において基本的な人権や性に関する正しい知識についての学習機会を提供し、一人ひとりの人権と性の尊重意識を高めるとともに、市民・事業者向けの意識啓発や情報発信を通じて、固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の定着を図ります。また、家庭のみならず地域、災害時等あらゆる場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、幅広い視点からの意見が尊重されるよう、地域活動への積極的な参加を促します。

3 施策の体系

基本理念	将来像	基本目標	施策の方向
<p>① 男女の尊重 の尊重 の尊重</p> <p>② 社会における制度又は慣行についての配慮</p> <p>③ 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>④ 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保</p> <p>⑥ 国際的協調</p> <p>⑦ 性同一性障がい者等に対する配慮</p>	<p>多様な生き方を尊重し、支え合い、全ての人が活躍できる下野市</p>	I 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり【下野市女性活躍推進計画を含む】	<p>1 男女が共に働きやすい職場環境づくり</p> <p>2 立案・決定の場での女性活躍の土壌づくり</p>
		II だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり	<p>1 男女の活躍を支える子育て支援の実施</p> <p>2 男女の活躍を支える介護支援の実施</p> <p>3 困難を抱えた男女が安心して暮らすための支援の充実</p> <p>4 性別や年代に応じた心身の健康づくり支援</p>
		III あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画を含む】	<p>1 あらゆる暴力の防止の意識づくり</p> <p>2 DV被害者の支援体制づくり</p>
		IV 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	<p>1 男女共同参画に関する教育・啓発の推進</p> <p>2 人権と性の尊重意識の醸成</p> <p>3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援</p>

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり 【下野市女性活躍推進計画を含む】

施策の方向Ⅰ-1 男女が共に働きやすい職場環境づくり

▼取組の方針

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、自己実現につながり、個人の幸福の根幹をなすものです。また、少子高齢化に伴う人口減少が深刻化する中、女性の活躍を推進することで、経済社会に活力をもたらし、持続的成長にもつながります。

そのため、性別にかかわらず、男女が共に働き続けられる職場環境づくりに向け、事業主等に向けた支援、市民に向けた普及・啓発等に取り組みます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
職場での募集や採用において男女が平等となっていると思う市民の割合*	60.2%	70%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	均等な雇用機会と待遇の確保	雇用機会や待遇における男女平等の確保のため、「男女雇用機会均等法」などの就労に関わる法と制度の定着が図られるよう、 事業主等 への普及・啓発を図ります。	
		主な事業	担当課
		事業主等 への「男女雇用機会均等法」等の周知	市民協働推進課 商工観光課
		ハローワーク 等との連携による相談対応	商工観光課

No	施策	施策内容	
2	男女の能力が活かせる職場環境の整備	意欲ある男女がその能力を十分に活かせる職場環境の整備を促進するため、事業主等に対する情報提供・啓発活動に努めるとともに、各種表彰制度や認定制度の取得に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		職場における慣習的な男女差別意識改善のための啓発活動の推進	市民協働推進課 商工観光課
		両立支援推進のための助成金制度等の情報提供	商工観光課
3	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民への普及・啓発	市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催や事例紹介を行います。	
		主な事業	担当課
		ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー・講座等の実施	市民協働推進課
		働く人や事業主等に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての普及・啓発	商工観光課
4	農業・商工自営業におけるパートナーシップの促進	農業や商工自営業における慣習的な性別役割分担意識の改善と、女性の地位向上を図るための啓発活動、研修の実施および相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		女性の地位向上を図るための啓発活動、研修・相談の実施	農政課 商工観光課
		農業者世帯における家族経営協定の締結の普及促進	農業委員会
5	女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援	女性がチャレンジしやすい環境を整えるため、再就職・起業の支援を行います。ハローワークと連携し、キャリアアップのための情報提供や就業に関する相談事業を実施します。	
		主な事業	担当課
		ハローワークのマザーズコーナー等との連携による女性の就業支援の実施	商工観光課
		女性起業家創業資金制度を活用した女性の起業に向けた支援	商工観光課

▼市民の取組

- 自分が望むワーク・ライフ・バランスについて考えてみましょう。
- 家族で望ましいワーク・ライフ・バランスについて話し合いましょう。
- 個人の意欲に応じてチャレンジできる職場環境づくりに取り組みましょう。

施策の方向 I - 2 立案・決定の場での女性活躍の土壌づくり

▼取組の方針

あらゆる分野の意思決定過程において男女が共に参画することで、様々な視点が確保されることから、社会経済情勢の変化に対応する力となります。

しかし、諸外国と比較すると日本の指導的地位への女性の参画は遅れているため、社会制度や慣行がどちらか一方の性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識等の社会的格差の解消に取り組む必要があります。女性の参画を拡大することは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すと共に、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

意思決定の場への女性の参画を拡大させるため、市における女性登用の促進をはじめ、事業者や団体に向けた啓発や、地域活動における女性の活躍促進に取り組みます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
市の審議会等委員における女性の割合	37.5%	40%	市民協働推進課

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	政策決定の場における男女共同参画の促進	女性の視点を反映させ、市の政策や方針決定の過程への男女共同参画を推進するため、審議会・委員会等への女性委員の登用を促進します。	
		主な事業	担当課
		審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進	市民協働推進課
2	職場の方針決定の場における男女共同参画の促進	職場内での固定的な性別役割分担意識の改善や、組織を支える貴重な人材として女性の能力の適切な評価に基づき、方針決定の過程への男女共同参画が図られるよう、ポジティブ・アクションの実施について事業者や団体への啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		企業や団体における男女共同参画促進のための啓発	市民協働推進課 商工観光課
		ポジティブ・アクションの実施に向けた啓発	市民協働推進課 商工観光課

No	施策	施策内容	
3	地域活動の方針決定の場における男女共同参画の促進	地域活動やボランティア活動などの方針決定に際して、男女共同参画を促進するための啓発活動を推進するとともに、女性もリーダーとして積極的に参画できるよう情報や研修の機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		若手女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習文化課
		自治会を対象とした出前講座の実施と周知	市民協働推進課
4	農業・商工自営業の経営における男女共同参画の促進	農業や商工自営業における経営方針決定等への女性の参画を促進するため、各種研修会の実施や交流・情報交換の機会づくりなどを積極的に推進します。	
		主な事業	担当課
		農業や商工自営業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動	農業委員会 農政課

▼市民の取組

- 市政へ関心をもち、審議会等の委員、市議会議員等の男女比について調べてみましょう。

男女が共に積極的に地域活動に参画しましょう。

基本目標Ⅱ だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり

施策の方向Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援の実施

▼取組の方針

子育ては社会や未来を支える重要な要素ですが、固定的な性別役割分担意識や男性の長時間労働等を背景に、家事や育児等の家庭責任の多くを女性が担っている実態があります。希望するワーク・ライフ・バランスの実現のためにも、子育てに男女が共に参画できる環境づくりが重要です。

そのため、多様な就業形態に対応する子育て支援体制づくり、男性の育児参加に向けた支援に取り組みます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
保育所の待機児童数	0人	0人	こども福祉課
積極的に育児をしている父親の割合★	61.2%	65%	健康増進課

★4か月児健康診査時の母親へのアンケート調査

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	子育て支援事業の充実	共働きや核家族の増加、就業形態の多様化に対応しつつ、次代を担う子どもたちを健やかに育てていくため、ニーズに対応した子育て支援事業の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援	こども福祉課
		低年齢児童の受け入れ態勢の充実	こども福祉課
		学童保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進	こども福祉課
		ファミリー・サポート・センター事業の充実	こども福祉課

No	施策	施策内容	
2	子育てに関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している子育て支援事業が必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		子育てに関する情報の発信	こども福祉課 健康増進課
		地域子育て支援センター、児童館、子育て世代包括支援センター「ふわり」等における相談体制の充実	こども福祉課 健康増進課
		利用者支援事業の実施	こども福祉課
3	父親参加の子育てに向けた支援の推進	子育てにおける男性の参加を促進するため、男性の意識改革を促進するとともに、両親共に参加する講座を提供し、男女が共に担う子育て環境づくりを支援します。	
		主な事業	担当課
		父子手帳の配布と活用による意識啓発の推進	健康増進課
		両親学級、子育て支援講座等への父親参加の促進	健康増進課 生涯学習文化課
		「育児・介護休業法」や「育児・介護休業制度」等の周知	市民協働推進課 健康増進課

▼市民の取組

- 子育て支援の事業や情報について、下野市のホームページで調べてみましょう。
- 男女が共に子育てに積極的に関わられるよう、家庭内で話し合みましょう。
- 地域全体で子育てを支援するという意識を持ちましょう。

施策の方向Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護支援の実施

▼取組の方針

高齢化の進行により、介護の担い手の問題は今後より一層深刻になっていくことが予想されます。介護休業の取得や介護サービスの利用によって介護と仕事が両立できるよう支援を充実させる必要があります。また、介護を担う人が孤立しないよう、相談体制を整えることも重要です。

そのため、自宅で介護に携わっている人の負担軽減のための支援、介護・介助に関する情報提供に取り組みます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
家族の介護を理由にやむを得ず仕事を辞めたことがある市民の割合 ★	3.0%	0%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	介護・介助者の負担軽減のための支援の充実	自宅で介護・介助に携わる人の負担の軽減を図るため、介護・介助の仕方を学ぶ教室を開催するとともに、様々なサービスの提供に努めます。	
		主な事業	担当課
		家族介護支援事業（ほっと介護教室・介護者交流会等）の実施	高齢福祉課
		高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供	高齢福祉課
		家族支援（交流会、学習機会の提供等）の実施	社会福祉課
		障害福祉サービス等の提供	社会福祉課

No	施策	施策内容	
2	介護・介助に関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している介護サービスや障害支援サービスが必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		介護サービス等に関する情報の発信	高齢福祉課
		地域包括支援センター等における相談体制の充実	高齢福祉課
		障害福祉サービス等に関する情報の発信	社会福祉課
障がい児者相談支援センター等における相談体制の充実	社会福祉課		

▼市民の取組

- 固定的な性別役割分担意識を払拭し、家族みんなで介護・介助に取り組みましょう。
- 家族で抱え込まず、困ったときは相談し、公的サービスを利用しましょう。
- 家族に介護が必要になった場合に想定される対応について、考えてみましょう。

施策の方向Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らすための支援の充実

▼取組の方針

女性は、雇用形態等、経済面での状況を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあると指摘されています。

また、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国にルーツがあること等を理由として社会的困難を抱えている人は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあります。困難を抱えやすい状況にある人に対して社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

様々な背景を持つ人に対して、正しい理解を広め、状況に応じた相談・支援体制の充実に取り組めます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
地域ふれあいサロンの設置数	57 か所	66 か所	高齢福祉課
指定特定相談事業所数	7 か所	9 か所	社会福祉課

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	ひとり親家庭や生活困窮者等に対する支援の充実	ひとり親家庭や貧困など、生活上の困難に直面する男女に対し、国や県との連携のもと、情報の提供や相談を行うとともに、就労・学習などの機会を提供するなど、自立に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		ひとり親家庭に対する相談体制・支援の充実	こども福祉課
		ひとり親家庭に対する就労支援の実施	こども福祉課
		生活困窮者に対する相談体制の充実	社会福祉課
2	高齢者が安心して暮らせる環境の整備	生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施	社会福祉課
		高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護予防に取り組むとともに、生きがいを持って活躍できるよう、就業機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		介護予防事業の充実	高齢福祉課
		シルバー人材センターやハローワーク等と連携した高齢者の就労機会の充実	高齢福祉課 商工観光課
高齢者の社会活動への参加機会の充実	生涯学習文化課		

No	施策	施策内容	
3	障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らせるよう、就業の機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		障がい者の就労機会の確保・推進	社会福祉課 商工観光課
		障がいのある人の社会活動への参加促進	社会福祉課
4	外国人が安心して暮らせる環境の整備	市内で生活する外国人に対し、文化・言語・価値観の違いにより困難を抱えることがないように、情報提供や支援の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		多言語による情報提供の充実	市民協働推進課
		日本語教室の実施	市民協働推進課
5	性同一性障がい者等が安心して暮らせる環境の整備	性同一性障がい者等が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、あらゆる場において配慮した対応を行います。	
		主な事業	担当課
		性同一性障がい等に関する啓発、情報・学習機会の提供	市民協働推進課
		窓口業務等における性同一性障がい者等に配慮した対応の実施	市民課
6	多様なニーズに配慮した防災対策	災害発生時等を想定し、女性や子育て世代、高齢者等の多様なニーズに配慮するための防災対策を推進します。	
		主な事業	担当課
		様々な人に配慮した避難所運営のための災害用物資の確保	安全安心課
		避難所における外国人や障がい者等に配慮した環境の整備	安全安心課

▼市民の取組

- 少しでも困ったことがあれば、関係機関に相談しましょう。
- 市内や近隣ではどのような相談に対応しているのか調べてみましょう。
- 相手を思いやる心を持ち、困っている人がいれば関係機関につなぎましょう。

施策の方向Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくり支援

▼取組の方針

心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を維持するために主体的に行動することは、健康を享受するために重要です。特に、女性の心身の状態は、ライフステージごとに大きく変化するという特徴を理解する必要があります。

性別や年代に応じた健康づくりの支援のため、母子保健医療・健康診査の充実等に取り組みます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
乳がん検診の受診率	40.4%	60%以上	健康増進課

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	生涯にわたる女性の健康管理・母子保健医療等の充実	母性の保護や生涯にわたる女性の健康・健全な生活の確保のため、女性特有の症状や病気、性に関する病気等に対応した知識の普及や健康診査、母子保健医療等の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		骨粗しょう症や更年期障害、子宮がんや乳がんなど、女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の正しい知識の普及	健康増進課
		女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康診査の充実	健康増進課
		女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康相談・助成体制等の充実	健康増進課
2	健康診査および保健指導の充実	男女に関わらず、生涯を通じて健康を保持できるよう、健康診査の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		特定健診・特定保健指導の実施	健康増進課 市民課
		ヤング健診の実施	健康増進課
		ライフステージに合わせた保健指導の実施	健康増進課

▼市民の取組

- 定期的に健康診査やがん検診等の各種検診を受診し、健康の保持に努めましょう。
- 妊娠出産や更年期疾患など、女性特有の健康上の問題について理解を深めましょう。

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり

【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画を含む】

施策の方向Ⅲ-1 あらゆる暴力の防止の意識づくり

▼取組の方針

配偶者やパートナー等に向けたあらゆる暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。しかし、家庭内や親しい人間関係の中で発生するため問題が潜在化しやすい傾向にあります。一人ひとりが暴力の当事者とならないための周知・啓発、暴力を容認しない環境の整備を進めていくことが重要です。

家庭や地域などの様々な場面で働きかけ、DV防止に向けた啓発を充実させるとともに、あらゆる形態の暴力・犯罪行為、ハラスメントの防止に向けた啓発に取り組みます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
殴る、蹴る、物を投げつけることがDVに含まれると知っている市民の割合*	89.5%	100%	市民協働推進課
精神的・経済的・社会的・性的な暴力がDVに含まれると知っている市民の割合*	65.6%	80%	市民協働推進課

★市民アンケート調査中、「殴るそぶりや物を投げるそぶりをして脅す」「誰に食わせてもらっているんだ」などと言う」「避妊に協力しない」「生活費を渡さない」「働きに行かせない」「外出や電話・メール・SNSを細かくチェックする」ことが「DVだと知らなかった」と回答した者の平均値

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	家庭、地域、職場、学校におけるDV防止啓発の充実	市民がDVに関する正しい理解と知識を習得できるよう、様々な場においてDVに関する広報・啓発の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		広報紙やホームページ、チラシなどを活用した啓発	市民協働推進課
		DV防止に関する啓発リーフレットの作成、関係機関への配布	市民協働推進課
		地域の組織、団体への啓発活動	市民協働推進課
		デートDVの防止に向けた啓発	市民協働推進課

No	施策	施策内容	
2	若年層を対象としたストーカー等防止に向けた啓発の充実	JKビジネス、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する啓発を行うとともに、防犯意識の向上を図ります。	
		主な事業	担当課
		JKビジネスの防止に向けた啓発	市民協働推進課
		ストーカーの防止に向けた警察との連携	安全安心課
3	あらゆるハラスメント等の防止のための労使双方への啓発・情報提供	職場や地域等におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止し、差別意識や無意識な慣習に根ざす肉体的・精神的な全ての暴力の根絶をめざし、意識改革のための啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		あらゆるハラスメントの防止のための労使双方への啓発・情報提供	市民協働推進課

▼市民の取組

- あらゆる暴力は個人の尊厳を侵害する行為であることを認識しましょう。
- どういった行為がハラスメントになりうるのか考えてみましょう。

施策の方向Ⅲ-2 DV被害者の支援体制づくり

▼取組の方針

あらゆる暴力の被害者を支援するためには、性犯罪・性暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるような体制を整備するとともに、周囲の身近な人や相談員支援につなげることが重要です。

相談窓口の周知・対応の向上に加え、被害者とその子どもの自立に向けた支援の充実に取り組めます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
下野市女性相談(DV)ホットラインを知っている市民の割合*	14.3%	25%	市民協働推進課
DVを受けたとき、誰にも相談しなかった市民の割合*	55.9%	45%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	相談窓口の周知	広報紙、市ホームページ、メール配信等様々な媒体を活用して相談窓口を広く周知します。	
		主な事業	担当課
		DV防止啓発カードを利用した周知	市民協働推進課
		広報紙、市ホームページを利用した周知	こども福祉課
2	相談対応の向上	相談員及び担当職員は、各種研修へ積極的に参加して、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	
		主な事業	担当課
		相談員の研修会等への参加促進	こども福祉課
3	被害者の避難に向けた支援	配偶者暴力相談支援センター等との連携により速やかな避難に向けた助言・情報提供等の支援を行うとともに、一時保護が必要な場合には、一時保護所まで同行します。	
		主な事業	担当課
		関係機関と連携した被害者の安全確保	こども福祉課

No	施策	施策内容	
4	被害者の生活再建に向けた支援	被害者の生活実態を把握したうえで、生活資金や健康保険の取扱い、住所の変更等について、関係課と連携し、迅速・円滑に対応します。また、自立した生活を目指す被害者に対し、ハローワーク等と連携を取りながら、就業活動に必要な情報の提供や自立に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		被害者及び同伴児童の状況把握・関係課との連携	こども福祉課 (全課)
		生活保護等による支援の実施	社会福祉課
		住民基本台帳事務等における支援措置	市民課
		被害者の就労に向けた支援	こども福祉課
5	被害者の子どもへの対応	子どもを伴う被害者に対しては、保健師等の専門職と連携して安全確保、心のケアに努めます。	
		主な事業	担当課
		面接時の子どもへの配慮	こども福祉課
		就園時における児童の状況把握	こども福祉課
		区域外就学に際しての配慮	学校教育課
6	関係機関との連携体制の強化	関係機関との連携を通じDV防止啓発と支援のためのネットワークを構築することで、市全体でDV対策を推進します。	
		主な事業	担当課
		下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議等との定期的な会議・研修の開催	市民協働推進課 こども福祉課
		配偶者暴力相談支援センターの設置に関する情報収集と検討	こども福祉課

▼市民の取組

- 配偶者等からの暴力に関する相談機関について調べてみましょう。

身近に暴力を受けているような人がいたら、相談機関に連絡しましょう。

基本目標Ⅳ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

施策の方向Ⅳ-1 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

▼取組の方針

これまで男女共同参画に関する様々な取組が進められてきましたが、固定的な性別役割分担意識の解消には至っていません。また、長年にわたり働き方・暮らし方の根底に形成されてきたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が、個人の評価や選択に影響を与えているとの指摘もあります。固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、その存在を一人ひとりが自覚し、周囲に押し付けないための啓発活動が重要です。

学校教育を通じた男女共同参画の意識づくりに取り組むほか、市民に向けた講座などの意識啓発、メディアの表現の配慮を行います。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
社会全体において男女が平等となっていると思う市民の割合*	12.8%	18%	市民協働推進課
男女共同参画のつどいの若年層（40代まで）の参加割合の増加	18.3%	30%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	男女平等を推進する学校教育の推進	男女がそれぞれの個性を活かしながら、能力をのばし、相互に理解しあえる人間の育成をめざす教育を推進するため、各教科や特別活動等をとおして、男女が互いに協力し尊重し合う態度を養うとともに、適切な指導が可能となるよう教職員に対する啓発を進めます。	
		主な事業	担当課
		性別にとらわれないキャリア教育の実施	学校教育課
		男女が家庭生活を営むために必要な知識・技能等を習得する家庭科教育の推進	学校教育課
		教職員の人権意識の向上を図るための研修の実施	学校教育課
	学校における教職員の男女平等の推進	学校教育課	

No	施策	施策内容	
2	男女共同参画に関する情報提供、啓発活動の推進	男女共同参画への正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や啓発イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民との協働による啓発事業を実施します。	
		主な事業	担当課
		男女共同参画に関するフォーラム・セミナー等の開催	市民協働推進課
		広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	市民協働推進課
		男女共同参画週間を活用した啓発活動の実施	市民協働推進課
		市民・事業者意識調査の定期的な実施	市民協働推進課
3	あらゆるメディアにおける人権を尊重した表現等の定着化の促進	映像や書物、インターネット等メディア上の表現について、人権を尊重した表現等の定着化を促進するため、学習機会や啓発活動を推進するとともに、公的刊行物やホームページ等においても適切な表現となるよう配慮します。	
		主な事業	担当課
		メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供や啓発活動の推進	学校教育課 市民協働推進課
		公的刊行物や庁内文書に関する不適切な表現の積極的是正と、遵守すべき基準の周知	総合政策課 全課

▼市民の取組

- 男女共同参画に関する研修・講座に参加するなど、理解を深めるための学習に取り組みましょう。
- 家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直しましょう。

施策の方向IV-2 人権と性の尊重意識の醸成

▼取組の方針

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。

また、性や生殖等、自分の身体に関する全てのことを自己決定できる権利を獲得することは、身体・性について正しい知識を持ち、生涯にわたって選択が尊重される社会づくりのために重要です。

人権と性の尊重意識を高めるため、性教育の充実や性差の理解に関する啓発活動の充実に取り組めます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を知っている、または聞いたことがある市民の割合★	27.1%	32%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

▼市の取組

No	施策	施策内容						
1	人権と性の尊重意識の醸成	市民が人権や性に対する正しい理解と意識を持てるよう、小中学生に対して性に関する正しい教育を実施するとともに、広く市民に向けて人権意識を醸成するための事業を展開します。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権や性の尊重に関する学習機会の充実</td> <td>学校教育課 生涯学習文化課</td> </tr> <tr> <td>発達段階に応じた性教育の充実</td> <td>学校教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習文化課	発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課
		主な事業	担当課					
		人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習文化課					
発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発</td> <td>健康増進課</td> </tr> <tr> <td>男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実</td> <td>健康増進課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課	男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課		
主な事業	担当課							
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課							
男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課							
2	性差を理解するための教育・啓発の推進	性差を理解し、正しい知識を持つことで、互いを尊重し自らの行動を決めることができるよう、啓発活動を推進します。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発</td> <td>健康増進課</td> </tr> <tr> <td>男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実</td> <td>健康増進課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課	男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課
		主な事業	担当課					
		リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課					
男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発</td> <td>健康増進課</td> </tr> <tr> <td>男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実</td> <td>健康増進課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課	男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課		
主な事業	担当課							
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課							
男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課							

▼市民の取組

- 人権や性に対する正しい理解と意識を持つために、様々な学習機会を活用しましょう。
- 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の意味について調べてみましょう。

施策の方向IV-3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援

▼取組の方針

地域社会を、活力があり持続可能なものとするためには、多様な住民が参加しやすい地域づくりを展開することが重要であるため、女性が地域活動や地域づくりに参画し、幅広い視点からの意見を取り入れることが必要です。

また、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、ジェンダー課題が拡大・強化される傾向にあります。災害時の対応についても、男女双方の参画の中で検討されることが重要です。

そのため地域活動における男女共同参画の推進に向けた支援、災害対応への女性の参画の推進等に取り組みます。

▼数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
自治会活動など地域活動の場において男女が平等となっていると思う市民の割合★	29%	40%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	地域活動への男女共同参画の促進	男女が共に地域活動やボランティア活動、PTA活動などに参画できるよう、意識・環境づくりを進めます。	
		主な事業	担当課
		地域活動における性別役割分担の見直しの促進	市民協働推進課
2	団体活動の支援と連携の促進	男女が共に自己実現を果たすため、団体活動を支援するとともに、団体間の更なる連携を促進します。	
		主な事業	担当課
		女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援	生涯学習文化課
3	男女が共に参画する安全な地域社会づくり	地域の防災活動が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女双方の視点で展開されるよう働きかけます。	
		主な事業	担当課
		自主防災組織への参画	安全安心課

No	施策	施策内容	
4	男女の自立を支える学習機会の充実	家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、男女が共に協力し、自立できる社会づくりをめざし、各種教育・学習機会の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		男性の生活習慣自立等のための講座等の実施	健康増進課 生涯学習文化課
		女性の学習のための講座等の実施	生涯学習文化課
		生涯学習・啓発のための冊子・パンフットの発行	生涯学習文化課

▼市民の取組

- 性別や年齢にかかわらず、主体的・自発的に地域活動に取り組みましょう。
- 活動団体においては、性別によらない運営を行いましょう。
- 家庭内でも災害等の非常時に備えましょう。

第5章 プランの推進

1 推進体制の強化

行政と市民がそれぞれの立場から意識を高め、共通の理解のもと、庁内においては横断的な推進体制の整備と充実を、市民においては男女共同参画を推進する団体の育成等を図ります。

また、国・県等との連携を深めるため、情報収集に取り組みます。

(1) 庁内推進体制の強化

多くの施策は複数の担当課による協力・連携が必要となります。そのため、男女共同参画に関する職員研修を実施するなど、職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識し、男女共同参画の視点に立って取り組みを推進します。

また、行政の各分野において、庁内の連携が十分に図れるよう、男女共同参画推進本部など、横断的な推進体制の整備と充実を図ります。

(2) 市民、地域との協働による取り組みの推進

すべての目標は、行政による施策の推進だけで実現が図れるものではありません。そのため、市民・事業者・地域団体等と行政が連携して推進できる体制づくりを進めます。

(3) 国・県等関連機関との連携

本プランの効果的な推進にあたっては、国や県の計画や方針との整合性に配慮しながら取り組むことが必要です。男女共同参画社会の形成に向け、国、栃木県、他市町村等との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。

2 プランの進行管理

本プランに記載された各施策について、施策の進捗状況を把握し、本プランの進行管理及び評価・見直しを行います。適切な進行管理により、市民と行政との対話を通じて、定期的に意識改革・意識啓発を促します。

プランの進捗状況は、(1) 施策の実施状況、(2) 数値目標によるプランの進捗状況、(3) 市民意識調査によるプランの進捗状況、の3つの方法で実施し、それぞれ男女共同参画推進委員会及び市民の意向を踏まえて把握・評価します。

(1) 施策の実施状況の把握・評価

それぞれの施策に関連する事業の実施・未実施の確認や事業量の把握ではなく、事業が男女共同参画の視点に立って実施されているかどうかを把握・評価することに重点を置き、整理します。まとめた内容を男女共同参画推進委員会に報告するとともに、委員会での検討・評価を経て、市民の意見を広く収集します。

(2) 数値目標によるプランの進捗状況の把握・評価

プランの進捗や効果を数値目標の数値の推移で把握します。数値目標の進捗状況は男女共同参画推進委員会に報告し、委員会での検討・評価を経て、広報等を通じて市民に公表します。

(3) 市民意識調査によるプランの進捗状況の把握・評価

各施策に関わる市民の意識改革や環境変化・社会変化の実感や、新たな課題に対するニーズを、5年程度ごとの市民に対する意識調査により把握します。市民意識調査により得られた結果は、広報等を通じて市民に公表します。

(4) プランの見直し

(1) から (3) での検討結果と社会情勢の変化等を適切に判断し、必要に応じてプランの見直しの検討を行います。